# 島根県社会的養育推進計画

令和2年3月

島根県健康福祉部青少年家庭課

# 目 次

第1	島根県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
第2	当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)	4
第3	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	8
第4	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	11
第5	里親等への委託の推進に向けた取組	16
第6	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体	制の
	構築に向けた取組	28
第7		
	<b>取組</b>	30
第8	一時保護改革に向けた取組	44
第9	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	48
第10	児童相談所の強化等に向けた取組	50
資料	施設入所児童、里親(FH)委託児童アンケート結果	54

# 第1 島根県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

# (1) 計画策定の趣旨

この計画は、平成29年8月に国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、島根県において県・地域・関係団体との連携協働により推進していく社会的養育のあり方を示すものとして策定したものです。

# ア 国の示す方向性

「新しい社会的養育ビジョン」では、平成 28 年の児童福祉法の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 63 号。以下「改正児童福祉法」という。)において明記された子ど もの家庭養育優先原則に基づき、家庭と同様の環境における養育を推進し、全年齢層 にわたって里親委託率の向上を図ることとしています。

具体的には日本の里親委託率が、19.7%(全年齢)である現状を、家庭と同様の環境における養育を推進することにより

- (a) 3 歳未満については、概ね5年以内に里親委託率75%以上
- (b) 3歳以上就学前については、概ね7年以内に里親委託率75%以上
- (c) 学童期以降については、概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現することとされました。

子どもの家庭養育優先原則の実現のためには里親委託率の向上だけでなく、市町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制のあり方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など改正児童福祉法の理念等を具体化することとされました。

# イ 県の計画策定の考え方

これを受け、島根県においても平成31年1月に「島根県社会的養育推進計画策定検討委員会」を設置し、今後の社会的養育全体のあり方について、県として取り組むべき課題及び取組の方向性について検討するとともに、里親・養子縁組の推進、施設の多機能化等及び自立支援、児童相談所の体制強化及び一時保護改革&児童の権利擁護、市町村子ども家庭支援体制構築のワーキンググループを立ち上げ、施策ごとの計画策定のための議論を行いました。

ここでの検討結果を基に、平成27年3月に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と島根県の現状を踏まえて、各年度における代替養育を必要とする子ども数を算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「島根県社会的養育推進計画」を策定します。

# (2)計画の期間

計画の期間は令和2年度から令和11年度の10年間とし、令和2年度から令和6年度、令和7年度から令和11年度の二期に区分して策定します。令和6年度末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを図るものとします。

# (3)他の県計画との整合

計画は、「しまねっ子すくすくプラン(島根県子ども・子育て支援事業支援計画・島根県次世代育成支援行動計画・島根県ひとり親家庭等自立支援計画)」及び「島根県子どものセーフティネット推進計画」との整合を図ります。

# 8つの計画内容及び評価指標

# 第2 当事者である子どもの権利擁護

### 子どもの意見表明機会の確立と権利代弁

- i)権利ノートの活用、周知
- ii) 権利ノート以外の具体的聴取方法の整理検討
- iii)SNSを活用した相談対応の検討
  - ●評価指標 [子どもの権利擁護のための意見聴取選択数]

[R元]=6~8件 ⇒ [R11]=10件

# 第7 施設の高機能化等・小規模かつ地域分散化

### 社会的養育が必要な子どもの最後の砦

- i)包括的な社会的養育の要となる高機能・多機能化等
- ii) 施設の小規模かつ地域分散化
- iii) 児童家庭支援センターの設置検討
  - ●評価指標[小規模化等された施設の入所児童数]

[R元]=61人 ⇒ [R11]=127人

# 第3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等

# 市町村相談支援体制の整備推進支援

- i)子育て世代包括支援センターの設置促進
- ii) 子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- iii) 要保護児童対策地域協議会の支援
  - ●評価指標 [子ども家庭総合支援拠点設置数]

[R元]=4市町 ⇒ [R4]=19市町村

# 第8 一時保護改革

### 子どもの権利擁護と家庭的環境での個別的対応

- i)児童相談所一時保護所の第三者評価の導入検討
- ii) 混合処遇解消、個別対応可能となる施設整備
- iii) 一時保護児童の学習機会の確保
  - ●評価指標[児相一時保護期間が31日以上の割合]

[現況]=23% ⇒ [R11]=20%以下

### 第5 里親等への委託の推進

### 里親及びファミリーホームへの支援

- i)里親養育支援の協働、児相の里親支援業務の委託
- ii ) 里親制度周知、子育て短期支援事業の里親活用
- iii) 里親不調の背景・要因等検証
  - ●評価指標 [里親等委託率]

[H30]就学前=18%(うち3歳未満=20%)、

学童期以降=26%

[R11]就学前=概ね40%以上(うち3歳未満=概ね50%以上)、

学童期以降=概ね40%以上

# 第9 社会的養護自立支援の推進

### 措置解除後の自立支援策の検討

- i ) 社会的養護自立支援事業の検討
- ii) 代替養育経験者等のフォローアップ検討
- iii) 自立援助ホームのあり方検討
  - ●評価指標 [社会的養護自立支援事業実施率]

[R元]=未実施 ⇒ 需要及び必要性を勘案し検討

# 第6 特別養子縁組等の推進支援体制の構築

# 家庭生活が困難な子どもの特別養子縁組等の検討

- i) 児童相談所と特別養子縁組の関わりを周知
- ii )県外の特別養子縁組民間支援機関との連携
  - ●評価指標 [児相関与の特別養子縁組成立件数]

[H28~30平均]=3件 ⇒ [R11]=9件

### 第10 児童相談所の強化等

### 児童虐待事案対応に向けた体制強化

- i)児童相談所と市町村の役割分担と連携・協働
- ii )児童福祉司、児童心理司、医師・保健師の適正配置
- iii)要対協(市町村)職員のスキルアップ支援
  - ●評価指標[児童相談所の児童福祉司配置数]

[R元]=26人 ⇒ [R4]=30人(その後は国の配置基準を

勘案し検討)

# 第2 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

子どもの権利侵害を予防し、被措置児童等虐待や児童間暴力の早期発見・対応及び 再発防止を行うため、意見表明の機会等を確立し、その周知の徹底を図ります。

施設や里親に措置・委託された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもの権利を代弁する方策についての取組を進めていきます。

# 【現状】

- (1) 施設・一時保護所等での取組
  - ・子どもの権利ノートの活用を図るため、利用方法等について周知していますが、子ども の表明した意見が今後いつどうなるかなど、わかりやすく伝えられていない状況もあり ます。
  - ・施設内や一時保護所内に意見箱を設置し、入所時等にその利用方法等について周知していますが、入所時だけでなく、子どもの生活が落ち着いてきた時点で再度説明するなどの工夫が必要です。
  - ・子どもの意見表明について、児童相談所職員による聞き取り等により対応しています。
  - ・アンケートや定期的な職員による聞き取り等、子どもへの生活意識調査を実施しています。
  - ・各施設に第三者委員による苦情処理委員会を設置し、施設内に掲示しています。
  - ・入所児童による自治会運営等の場で、子どもの意見表明機会を設けています。

# 【課題】

- (1)子どもの意見表明権を保障する仕組み(アドボカシー)の検討 児童福祉審議会等の場において、子どもからの意見聴取ができることとなりましたが、 具体的な意見聴取方法等については未整理です。
- (2) 現在行っている子どもの権利擁護のための仕組みの更なる検討
- ①子どもの権利ノート及び意見箱の利用について、より子どもに分かりやすい周知方法や 説明手法について考察し、子ども自身が表明した意見のその後の流れ(いつ、どうなる のか)についても丁寧に説明し、理解してもらう必要があります。
- ②施設職員や児童相談所職員による聞き取り(意見表明)についても、子どもにとって話しやすい環境(関係性)を整えていくことが重要です。また、フィードバックをしっかり行い、子どもに「聞くだけで何もしてくれない」という感覚を持たれないようにします。
- ③子ども自治会など全体の場や人前だと自己表現が難しい子どもにも配慮していく必要があります。年齢の差が大きかったり、子どもの間での力関係で意見表明が難しかったりするので、グループごと複数回実施したり、個別に対応することも必要と考えています。
- ④外部委員による苦情処理委員会について、子どもや保護者に制度が分かりにくく、実際 に利用されることが少ないという実態があります。
- ⑤その他、施設や里親宅等で生活している子どもについて、直接外部に相談などすること ができる新たなツールの必要性等についても検討していきます。

# 【取組の方向】

基本的に子どもたちが自己表現力をつけ、身近な職員などに訴えることができれば下記のような各種の取組は不必要かもしれません。しかしながら、現時点では様々な養育環境の中で、自分の気持ちが伝えにくく、コミュニケーション力の不足している子どもたちが多いと思われます。

どの取組が重要というよりも、子どもたちが自分で意見表明でき、子どもの置かれている状況により様々なルートや方法が確保されていることが大切であると考えています。

児相、施設、市町村等の職員は、第一線で子どもに接しているからこそ、「子どもの権利 擁護の主体」としての役割を果たすことを期待されており、今後そのような視点で関係機 関職員の資質や意識の向上も求められています。

# (1) 子どもの意見表明権を保障する仕組み(アドボカシー)の検討

今後新たに検討を予定している子どもの意見表明を支援する仕組みは、従来の意見表明の仕組みに加え、施設や児相職員以外の第三者による意見聴取等についても検討していくこととしています。

しかしながら、子どもの意見表明を支援していくためどのような人材を確保できるかが重要であり、仕組みが複雑になればそれだけ時間を要すと想定されることなども課題であると考えています。

今後、国における調査研究結果等も参考にして、子どもが意見を言える場として、例えば「島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会」等が活用できないか、その必要性や、具体的な意見聴取の方法等について整理検討していきます。

# (2) 現在行っている子どもの権利擁護のための仕組みの更なる検討

- ①一時保護した時や施設入所時など、子どもに権利ノートの利用方法等について理解できるよう丁寧に説明し、周知徹底を図るとともに、施設入所や里親委託期間の長い子どもには、定期的な権利ノート利用方法等の周知の機会が必要と考えています。また、利用方法だけでなく、意見表明(はがきを投函など)した後は、必要に応じ子ども
- への面接等も行い、今後の流れ等についても説明できる機会を持ちます。 ②施設職員による聞き取りについては、聞き取り後の子どもへの返し(フィードバック) が重要であり、子どもの担当職員以外の職員が行うことで、職員との関係性も含め、よ
  - り客観的な事実確認や子どもの意見が表明しやすい等の意見も多くありました。 また、児童相談所職員については、意見表明面接実施にあたり、子どもが担当者の顔を 知っておくのが前提であり、特に年度替わりの担当変更が子どもにきちんと伝わるよう にします。その上で、意見表明面接を定期的に行い、子どもが自分の措置事由や見通し についてきちんと説明を受け、理解できているか確認していくことが重要と考えていま す。
- ③相談できる力のある子どものみが対象とならないよう、子ども自治会など全体の場だけでなく、小グループでの話合いの場や、アンケートによる生活意識調査への回答など、 複数の意見表明ができる機会を持つようにします。
- ④外部委員に普段の子どもの生活をもっと知ってもらう必要があると考えており、子どもと外部委員の距離を縮める方法について、施設等の意見も聞きながら検討していきます。
- ⑤社会的養育が必要な子どもたちにもSNS等が利用できる環境は広がりつつあり、今後 子どもたちが直接外部に訴えることができる新たなツールとして、例えばSNSでの相

談対応等について、検討していきます。

※アドボカシー 子どもが意見を表明することを支援したり、子どもに代わって発言したりする ことで、子どもの権利の行使を実現するよう支援する機能

# 【指標】

意見表明の種別	内容・現状	選択可能な 種別数	目標値(選択種別数)
①子どもの権利 ノート(青少年 家庭課への手紙 付き)の利用	・施設入所等や一時保護所利用時点で、児 童相談所職員から、子どもに「子どもの権 利ノート」を手渡し、利用方法等について 説明	1	1
②施設等や一時 保護所内に子ど もからの意見を 投函する意見箱 を設置	・意見箱に子どもからの意見を確認した場合、まずは職員が面接し真摯に対応する。 ・青少年家庭課への手紙を確認した場合は、はがきを開けず、速やかに郵便ポストに投函する。	1	1
③児童福祉施設 入所等児童の意 見表明実施	・児童相談所職員は児童福祉施設や里親へ 入所措置(委託)されている子どもに対し、 年度内1回以上は、面接等により意見を聴 取する。	1	1
④施設職員等に よる子どもたち への聞き取り等 の実施(施設等 により、意見聴 取方法は様々)	・定期的な職員との面接により子どもの意見を聴取 ・アンケート方式による生活意識調査を実施 ・施設内で子どもたちによる自治会を開催し、意見への対応を行う。 ・施設長などが直接子どもから話を聞く機会を作っている。	2~4 <b></b> %	4
⑤施設内に外部 委員(第三者)を 含む『苦情解決 委員会』を設置	・施設内だけでは解決しにくい問題や苦情などを直接外部委員に訴え、意見を述べることができる。(保護者等家族の利用可)	1	1

(例)				
・児童福祉審議会等の活用については未整				
理				
・第三者(オンブズパーソン的役割)の意		1		
見聴取方法を検討				
(例)				
・SNS等を利用した子どもからの相談や				
意見表明対応などについて検討		1		
		_		
子ども権利擁護のための意見聴取等の選択可能な種別数 計 6~8 10				
	<ul> <li>・児童福祉審議会等の活用については未整理</li> <li>・第三者(オンブズパーソン的役割)の意見聴取方法を検討</li> <li>(例)</li> <li>・SNS等を利用した子どもからの相談や意見表明対応などについて検討</li> </ul>	<ul> <li>・児童福祉審議会等の活用については未整理</li> <li>・第三者(オンブズパーソン的役割)の意見聴取方法を検討</li> <li>(例)</li> <li>・SNS等を利用した子どもからの相談や意見表明対応などについて検討</li> </ul>		

※施設によって、実施している種別の数に差があるため

# 第3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

「新しい社会的養育ビジョン」では、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められています。

そのため、島根県内の各市町村における子育て世代包括支援センター(※1)や 市町村子ども家庭総合支援拠点(※2)の整備・運営に向けた取組・県の支援、市 町村が行う母子保健事業や子育て支援事業(以下「市町村子育て支援事業等」とい う。)の充実に向けた取組・県の支援や児童家庭支援センター(※3)の設置等に ついて検討する必要があります。

さらに、近年発生した児童虐待による死亡事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の 抜本的強化を図るため、令和元年6月に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、 DV対応と児童虐待対応との連携の強化が求められています。

- ※1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、総合相談窓口や関係機関との調整、支援プランの策定等を行う体制
- ※2 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う体制
- ※3 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う体制

# 【現状】

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点設置状況 4市町で設置(平成31年4月1日現在)
- ・子育て世代包括支援センター設置状況 12市町村設置(平成31年4月1日現在)
- ・各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会では、単独の機関では支援することが困難な要保護ケースや要支援ケースについて、市町村はじめ児童相談所、警察、学校、医療機関などの関係機関が連携・協働し、役割分担をすることで、漏れがないよう継続した支援を行っています。
- ・各市町村では、社会的養育を推進するため、以下の取組を実施しています。 (平成30年度市町村子育て支援事業等の実施状況)
  - 乳幼児健康診査後の要支援・要保護フォローアップ市町村数 19市町村
    - ※精密健康診査受診対象児や検診未受診者について、全数把握・状況確認を行って います。

乳児家庭全戸訪問事業 19市町村

養育支援訪問事業 13市町村

地域子育て支援拠点事業 18市町村

子育て短期支援事業 6市町

子育て援助活動支援事業 13市町

・里親支援や児童福祉関係機関との連絡・調整、市町村への技術的助言・指導等の役割については、次の背景により県内での児童家庭支援センターの設置に向けた議論は進んできませんでした。

- ①他都道府県と比較し相対的に設置箇所数の多い児童相談所(県内4か所)において手厚く実施していること
- ②市町村に、一義的な相談窓口設置が義務付けられたことにより、児童家庭支援センターの役割が相対的に低下したこと
- ・市町村要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センターの参画数 3市

# 【課題】

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置や運営に対して、市町村から、専門的助言や専門 職等の人材育成の支援等を求められています。
- ・子育て世代包括支援センターについては、令和3年度末までに全市町村において設置で きるよう検討されています。
- ・近年の児童虐待死亡事案の検証結果報告からも、関係機関の連携不足が指摘されています。市町村や児童相談所などの関係機関が有機的に連携するためには、各機関の業務が相互補完を目指して重なり合い、「協働」できる、『のりしろ型連携』が必要であると言われています。
- ・社会的養育を推進するため、市町村子育て支援事業等の更なる充実を図る必要があります。
- ・令和2年度から施行される児童福祉法等改正により、児童相談所における虐待対応体制 (児童福祉司、児童心理司の増員、弁護士、医師及び保健師の配置義務)及び市町村に おける切れ目ない相談体制(子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の 一体的運用による、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携強化)の強化が明示され ました。今後児童家庭支援センターを設置する場合、島根県における児童相談所、市町 村、乳児院や児童養護施設等に期待される役割を整理し、議論していくことが必要で す。
- ・配偶者暴力相談支援センターが、各市町村の要保護児童対策地域協議会へ参画すること が必要とされています。

# 【取組の方向】

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点については、市町村職員の専門性確保のための研修を引き続き実施するとともに、配置基準や運営等に関しては国の財政支援策を適切に活用できるよう要望していきます。
- ・子育て世代包括支援センターについては、引き続き市町村に対して設置促進を図ってい きます。
- ・市町村要保護児童対策地域協議会を構成している関係機関は、様々な立場と役割を担っており、各所属のみの価値観や視点にとらわれず、その特性や限界を十分に理解した上で、更に連携・協働を図っていく必要があります。今後は、市町村職員や児童相談所職員がより深い協働関係ができるよう、例えば、両方の機関の人事交流の可能性などについても検討していきます。
- ・市町村が実施する子育て支援事業等について、地域の実情に合った結婚期から子育て期までの必要な支援サービスを切れ目なく展開するため、市町村への支援策を充実していきます。また、子育て短期支援事業のニーズがある市町村に向けては、里親活用について一緒に検討しているところであり、引き続き連携していきます。

- ・市町村職員の里親制度理解を促進するため、各市町村における職員研修の場で、里親を 取り上げていただくよう、引き続き働きかけます。また、各市町村要保護児童対策地域 協議会を通じて、里親制度の理解促進を図ります。
- ・児童家庭支援センターについては、その役割や人材面、運営資金面及び昨今の児童相談 所を取り巻く状況を鑑み、市町村、里親会、児童養護施設等と連携し、改めてその設置 の是非だけでなく、設置形態(単独型、施設併設型)も含め検討していきます。
- ・支援・保護が必要な子どもとその家庭等の課題に適切に対応できるよう、各市町村要保 護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センターが参画できるよう調整していきま す。

# 【指標】

指標	現況値	目標値
市町村子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	4市町	19市町村(令和4年度末)
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	12市町村	19市町村(令和2年度末)
要支援・要保護フォローアップ市町村数(※4)	-	19市町村

※4 各市町村が、子育て世代包括支援センターから要保護児童地域対策協議会など関係機関へ切れ目なくつなげることができた要支援・要保護が必要な子ども等の件数を把握してもらいます。

# 第4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

# 【代替養育を必要とする子ども数】

代替養育を必要とする子ども数は近年減少して推移していますが、今後代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、過去の児童人口に対する代替養育を必要とする子どもの割合を元に調整を行いながら推計を行います。

145,000 - 140, 353 136, 969 140,000 133, 868 130, 734 135,000 128, 028 125, 399 123, 171 121, 442 119, 573 117, 824 115, 989 114, 452 113, 330 112, 056 110, 594 130,000 125,000 120,000 115,000 109,006 110,000 105,000 100,000 H15 H17 H20 H23 H24 H25 H26 H27 H16 H18 H19 H21 H22 H28 H29 H30

表1 島根県内児童人口

(人数)

\*「児童人口」は、各年度の県推計人口(年報別表8)の0歳~18歳の合計。

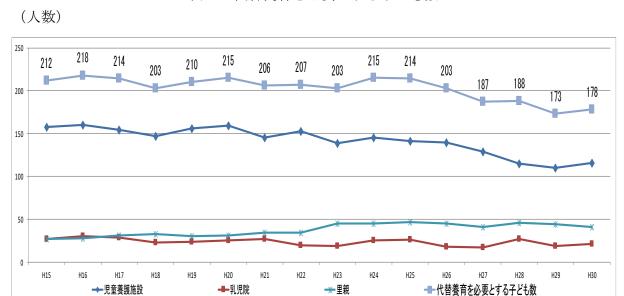


表2 代替養育を必要とする子ども数

\*「子ども数」のH15~H18 は、「島根県における児童の社会的養護体制の方向性 [H20.8.28]」 記載の年度末在籍児童数(福祉行政報告例、措置月報) H19~H30 は、措置月報による年度 末在籍児童数(児童相談所取りまとめ)

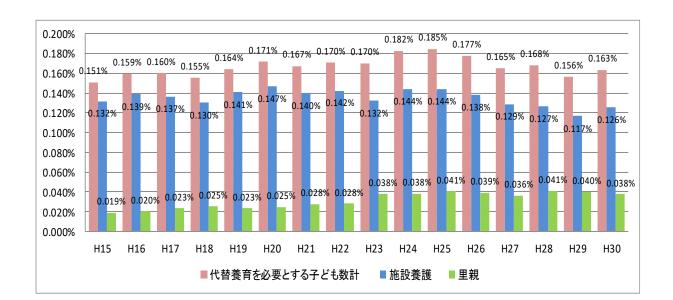


表3 代替養育を必要とする子どもの割合

○今後の児童推計人口に過去15年余りで最大の代替養育を必要とする子どもの割合を乗じます。

○代替養育を必要とする子どもの割合は年度末の入所措置等子ども数を元に算出しています。 年度末の入所措置等子ども数は、子どもが自立等により施設を退所した後の子ども数で すので、「年度末の入所措置等子ども数」に対し「年度中最多の月の入所措置等子ども数」の 比率の過去3年間の最大値(1.107)を乗じて推計します。

各年度の児童人口 (コーホート法による推計値)

- ×代替養育を必要とする子どもの割合(過去最大)
- ×年度末の入所措置等子ども数に対する年度中最多の入所措置等子ども数(施設ごと)の比率(過去3年間最大)
- =各年度の代替養育を必要とする子ども数

なお、近年の児童虐待相談の認定件数は、平成30年度に急激に増加し、平成29年度に比べ約38%、平成28年度に比べ約34%の増加となっています。

一方、児童虐待相談の認定件数のうち児童福祉施設に入所した件数は平成30年度は平成28年度の件数を下回っています。(H28:21件 H29:11件 H30:19件)

児童虐待相談の認定件数と代替養育を必要とする子ども数は必ずしも比例しないことから 調整は行わないこととします。

450 427 400 350 300 309 300 276 251 262 229 250 233 210 211 203 196 178 190 200 155166 164 160 161 150 100 50 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 □□ 児童相談所 ■ 市町村 ----実件数

表 4 児童虐待相談(認定件数)の推移

\*H17から市町村に児童家庭相談窓口設置

H28  $\sim$ 30 R 2 R 3 R 6 R 7 R 4 R 5 R 8 R 9 R10 R11 平均 児童推計人口 107, 591 106, 419 | 105, 278 | 104, 274 | 103, 156 | 102, 041 100,713 99, 327 98,039 96,621 代替養育を必要とする子 179 220 211 209 198 218 216 214 206 203 201 ども数 就学前 54 66 66 65 65 64 62 60 63 61 61 うち3歳未満 21 26 26 25 25 25 24 24 24 24 23 学童期以降 125 152 154 151 149 147146 144 142 140 138

表 5 代替養育を必要とする子ども数の将来推計

# 【里親等委託が必要な子どもの割合】 (国の示す算式により算出)

現に里親等委託されている子どもと、現に施設入所(乳児院・児童養護施設)している子どもの措置状況を基に里親等委託が必要な子どもの割合を見込みます。

なお、現に里親等委託されている子どもや施設入所している子どもの措置状況は過去3年間(平成28年度末、平成29年度末及び平成30年度末)の平均値とします。

また、年齢区分別(就学前、就学前のうち3歳未満、学童期以降)に算出を行います。

- (1) 里親等委託が必要な子ども数を次により仮定。現に入所措置(乳児院・児童養護施設)又は里親等委託されている子ども数(代替養育を必要とする子ども数)で除し、 里親等委託が必要な子どもの割合を算出します。
  - ①現に里親等委託されている子ども数
  - ②現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数\*

# \*下記により算出した子ども数の合計

# <乳幼児>

- ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

# <学童期以降>

・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

# ○就学前

代替養育を必要とする	里親+ファミリーホーム	10
子ども数	施設(乳児院・児童養護施設)	44
	計	54
里親等委託が必要な	里親+ファミリーホーム	10
子ども数	施設(乳児院・児童養護施設)	34
	計	44
里親等委託が必要な		81 %
子どもの割合		

# ○就学前のうち3歳未満

代替養育を必要とする	里親+ファミリーホーム	3
子ども数	施設(乳児院・児童養護施設)	18
	計	21
里親等委託が必要な	里親+ファミリーホーム	3
子ども数	施設(乳児院・児童養護施設)	14
	計	17
里親等委託が必要な		81 %
子どもの割合		

# ○学童期以降

代替養育を必要とする	里親+ファミリーホーム	34
子ども数	施設 (児童養護施設)	91
	計	125
里親等委託が必要な	里親+ファミリーホーム	34
子ども数	施設 (児童養護施設)	56
	計	90
里親等委託が必要な		72 %
子どもの割合		

(2) (1)で算出した「②現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数」のうち、里親等での養育が困難なケース\*を減じ、里親等委託が必要な子ども数を補正。代替養育を必要とする子ども数で除し、里親等委託が必要な子どもの割合を算出します。

# \*下記のケース

- ・医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子ど も
- ・年長で家族に対する拒否感が強い子ども
- ・その他 (家庭復帰予定、退所・自立予定 等)

# ○就学前

代替養育を必要とする	里親+ファミリーホーム	10
子ども数	施設 (乳児院・児童養護施設)	44
	計	54
里親等委託が必要な	里親+ファミリーホーム	10
子ども数	施設(乳児院・児童養護施設)	12
	計	22
里親等委託が必要な		41 %
子どもの割合		

# ○就学前のうち3歳未満

代替養育を必要とする	里親+ファミリーホーム	3
子ども数	施設(乳児院・児童養護施設)	18
	計	21
里親等委託が必要な	里親+ファミリーホーム	3
子ども数	施設(乳児院・児童養護施設)	8
	計	11
里親等委託が必要な		52 %
子どもの割合		

# ○学童期以降

代替養育を必要とする	里親+ファミリーホーム	34
子ども数	施設(児童養護施設)	91
	計	125
里親等委託が必要な	里親+ファミリーホーム	34
子ども数	施設(児童養護施設)	13
	計	47
里親等委託が必要な		38 %
子どもの割合		

# 第5 里親等への委託の推進に向けた取組

# (1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

平成 28 年の児童福祉法改正により、国及び地方公共団体の責務として、まずは児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援すること、次に家庭における養育が適当でない場合には児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるように必要な措置をとることが明確にされました。

家庭における養育環境と同様の養育環境とは、養子縁組による家庭、里親及びファミリーホームを指します(養子縁組については、第6で触れます)。

里親やファミリーホームへの児童委託措置数の増加及び児童の生活の安定を目指すためには、里親及びファミリーホームに対する養育支援(以下「里親養育支援」という。)体制を整えることが必須です。

里親制度の周知、里親登録数の増加、里親等と児童のマッチング、里親等委託後の継続支援、レスパイト調整、里親相互交流、研修実施、委託児童の自立支援等様々な点での里親養育支援の充実が必要になります。

# 【現状】

- ・里親養育支援業務を包括的に実施する体制の充実が求められていますが、県内全体で包括的に実施する体制の目途はまだありません。
- ・ 令和元年度に、県内初めての里親支援専門相談員が 2 名、児童福祉施設に配置されました (乳児院県内1か所中、配置1か所。児童養護施設県内3か所中、1か所)。
- ・里親養育支援業務のほとんどを、県内4か所の児童相談所が中心に行っています。 別表「フォスタリング実施状況表」
- ・里親養育支援業務について、児童相談所が行う事柄と、外部に委託する事柄とについて の整理・検討をこれから行っていく段階です。

# 【課題】

- ・里親支援専門相談員が2名と少ない状況です。
- ・里親養育支援の充実を児童相談所だけでなく、可能な関係機関と連携・分担し、充実していくことが求められますが、どの部分を引き続き児童相談所が担い、どの部分を委託するか未整理の状況です。
- ・地域の子育て家庭への支援以上の重層的かつ継続的な支援(関係機関におけるチーム養育支援)が里親養育には必要ですが、連携して里親養育支援を行うことが求められる関係機関(里親会、里親支援専門相談員、里親支援事業受託機関、市町村児童相談担当課、児童相談所等)の連携が深まっていない状況です。
- ・子育てに関係が深い、市町村職員、保育所等職員、学校教職員、産婦人科等医療職員などへの里親制度周知が十分とは言えません。
- ・養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親それぞれ特有のニーズへの対応が十分と は言えません。
- ・里親登録をしたが、長年児童の委託がない里親があります。

# 【取組の方向】

- ・里親支援専門相談員の配置が増えるように児童福祉施設との調整を図ります。
- ・関係機関(里親会、里親支援専門相談員、里親支援事業受託機関、市町村児童相談担当 課、児童相談所等)の連携を深めます(里親養育支援の協働、里親委託促進会議への参加)。

別図「現状における里親養育支援 イメージ」「これからの里親養育支援 イメージ」

- ・児童相談所中心で行ってきた里親支援業務を関係機関へ委託し、連携した支援業務の継続を図っていきます。 別表「フォスタリング5年後の一案」
- ・子育てに関係が深い関係職種への里親制度の周知を図ります。
- ・1 中学校区1 里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の里親活用や、レスパイトの際の里親相互協力などを進めます。
- ・養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親それぞれのニーズを把握し、ニーズに対 するアプローチを行います。
- ・児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、令和4年度までに各児童相談所に里親 養育支援のための児童福祉司を配置します。
- ・里親不調が生じた際は、可能な範囲でその背景・要因等を検証し、その後の不調軽減に 活かすよう努めます。

# (2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

第4(2)のとおり、島根県おける里親委託率は、就学前児童41%→概ね40%以上、そのうち3歳未満児52%→概ね50%以上、学童期以降の児童38%→概ね40%以上を目標値とします。

第4で記したように、このパーセンテージは過去3年間(H28~30年度)における施設入所児童一人一人の措置(継続)理由を児童相談所へ照会し、「里親等での養育が困難な」措置理由のもの以外は、里親委託を目指すことができるものとして計算したものです。つまり、施設入所児童のうち、里親委託を検討すべき児童を全て里親委託等とできた場合の数値です。

また、現状において里親委託困難の理由と区分した「年長で家族(里親)に対する拒否感が強い」ケースの中には、かつて「保護者の里親委託不同意」を理由として施設入所が長期化した児童ケースもあると思われます。また、「医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難」と、児童相談所が判断したケースの中には、専門里親が増えたり里親養育支援が充実したりすることによって里親委託へ移行できるものがあると思われます。

そのため、5年後の見直し時点では、里親養育支援の充実状況を確認し、里親委託率の見直しを行うことが求められます。状況によっては、更に高い里親委託を目標とすることができる可能性もあります。

第4中の「表5 代替養育を必要とする子ども数の将来推計」にて推計した R11 年の「代替養育を必要とする子ども数」に、上記パーセンテージをかけたものが、指標「里親委託率」の「令和 11 年度目標値」です。

# 【指標】

	‡	旨 標	現状	令和6年度	令和8年度	令和 11 年度
			(平成 30 年度末)	目標値	目標値	目標値
			10人	19人	20人	2 4 人以上
里如	就当	学前	18%	29%	3 3 %	概ね40%以上
親		3歳未満	4 人	9人	10人	12人以上
委			20%	3 5 %	4 1 %	概ね50%以上
託率	学重	置期以降	31人	49人	5 2 人	5 5 人以上
<del>4.</del>			26%	3 3 %	3 6 %	概ね40%以上

# ※国が目指す里親委託率は、

- ・3歳未満児 概ね5年以内に75%以上
- ・就学前の乳幼児全体 概ね7年以内に75%以上
- ・学童期以降 概ね10年以内に50%以上

指	標	現状	令和6年度目標値	令和11年度目標値
		(平成30年度末)		
里親養	を育の不調	2世帯	0 世帯	0世帯
		3件	0件	0件
フォス	タリング	1か所	3か所	6か所
実施機	関数(委託)			
ファミリ	ーホームの数	2か所	3か所	3か所
新規	養育里親	9 世帯		
登 録		13人		
里 親	専門里親	0 世帯	全里親区分で	全里親区分で
世帯			毎年12世帯	毎年12世帯
数	養子縁組里	3世帯		
•	親	6人		
人数	親族里親	0 世帯		
	養育里親	103世帯		
		176人		
登 録	専門里親	15世帯	全里親区分で	全里親区分で
里 親		19人	現状+30世	令和6年度+
世帯	養子縁組里	40世帯	帯	30世帯
数	親	80人		
•	親族里親	4世帯		
人数		5人		
	里親実質世			
	帯数	118世帯	148世帯	178世帯

委 託	養育里親	18世帯		
里親				
世帯	専門里親	6世帯	   全里親区分で	全里親区分で
数数	養子縁組里親	2世帯	実質	実質
,,,	親族里親	4世帯	50世帯	59世帯
	里親実質世帯	29世帯		
	数			
	養育里親	19人		
委託	専門里親	6人	全里親区分で	全里親区分で
児 童 数	養子縁組里親	2人	53人(68人一	64人 (79人—
刻	 親族里親	4人	FH15人)	FH15人)
		- / •		
	計	31人		
	一中学校区一	62.1%	8 0 %	100%
	里親			
	家庭生活体験事業	13人	22人	24人
	活用児童数	(施設入所児童135	(施設入所児童143	(施設入所児童120人
		人の約10%)	人の15%)	の20%)
	里親支援専門	平成 30 度末 0 人	4人	4人
IEI AT	相談員数	(令和元年度2人)		
県 独 自 指	里親制度周知			
日 1日   標	研修			
1示	①一般県民	① 7回	①~⑦それぞれ	①~⑦それぞれ
	②市町村職	- H	現状を上回る	令和6年を上回
	員の批本問席	② 5回	実施数。	る実施数。
	③教育関係		実施数が少	実施数が少 ない区分の
	職員 ④児童福祉施設	③ 2回	ない区分の 実施回数の	実施回数の
	職員	④ 0回		美胞回数 07
	⑤ 医療関係		▶日/川。	ド日 <i>川</i> H <sub>O</sub>
	職員	⑤ 2回		
	⑥学生			
	⑦その他	⑥ 3回		
		⑦ 3回		
		合計 22回		

# 【留意点】

・里親委託率の国際比較において、里親委託率が高い諸外国において、里親宅への定着率は、高いとは言えない状況があります(=フォスタードリフト)。 (参考資料) 別添「(参考) 諸外国における里親等委託率の状況」(家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究。H23年度厚生労働科学研究)

別添※参考資料「西オーストラリア州における社会的養護下の生活場所」 (明石書店 「〈施設養護か里親制度か〉の対立軸を超えて」)

別添※参考資料「島根県H31年3月中措置児童にみる社会的養護下の生活場所」

- ・フォスタードリフトは、子どもの健全な成長のためには回避されるべき状況です。
- ・里親委託を推進するためには、里親養育支援体制の充実が前提となります。里親養育支援体制の状況と里親委託数(率)について、毎年確認しつつ、5年後、10年後の目標の 修正を行うことが必要です。
- ・県内の児童養護施設、里親宅及びファミリーホームで暮らす中学3年生以上の子どもヘアンケートをしたところ、「あなたにとって施設・里親(ファミリーホーム)での生活はどうですか?」の問いに、「とても良い」「良い」と答えた児童養護施設の子どもは38.6%、里親(ファミリーホーム)の子どもは76.9%という結果が得られました。この数値が示す意味については、今後更なる調査・検討が求められます。

巻末のアンケート調査結果を参照

フォスタリング実施状況表

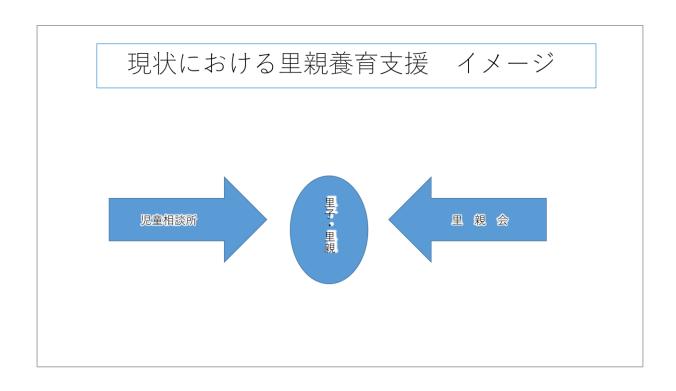
その街	<ul><li>(具)家庭生活体 験事業</li><li>(具)里親委託推 進会議参加</li></ul>	· (県)里親委託推 進会議参加		<ul><li>(施)家庭生活体 験事業</li></ul>		・(県)里親委託推進会議開催 進会議開催 ・市町村への里親制 度周知	
相互交流	· · 里親相互交流会			・施設行事での児童と里親の交流			
委託中支援	- 家庭訪問 - 相談対応 - 自立支援計画見直 し						
里親委託	・自立支援計画作成 ・関係機関と里親の 連携への支援						
マッチング	・児童と里親のマッチング			・入所児童についてマッチング支援			
認定・登録	<ul><li>・申請書受理</li><li>・必過部会(里親審査実施)への資料作</li><li>成</li></ul>					· 処遇部会(里親審 查実施)開催 · 里親認定・登録	
基礎・登録前・更新研修	·基礎研修 ·登録前研修 ·更新研修 (一部委托手続き)			・里親研修における 実習の場			
里親希望者アセスメント	·里親希望者面接·家庭訪問、調査						
リクルート							
普及啓発	・里親大会         ・市町村関連媒体         での啓発         ・里親会HPでの         啓発	<ul><li>・里親会便り</li><li>・出前講座・体験</li><li>発表</li><li>・里親会運営</li><li>・街頭でリーフレット配布</li></ul>			・講演企画・開催	・講演企画・開催 ・県広報媒体による 啓発 ・人権展等での啓発	・市町村広報誌等での啓発
	児童相談所	里親佘	民間施設 A型 *1	民間施設 B型 *1	國 A型 A型 * 1	青少年家庭課	みのも

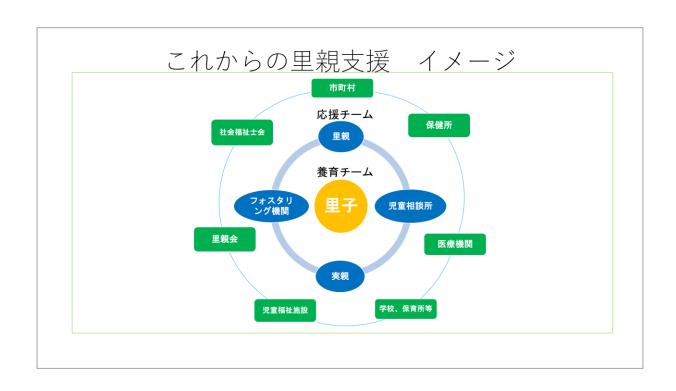
\*1 国のフォスタリング事業補助金を活用して県が委託先として指定した機関を(A型)、その補助金は活用せずにフォスタリングを実施している機関を(B型)としている

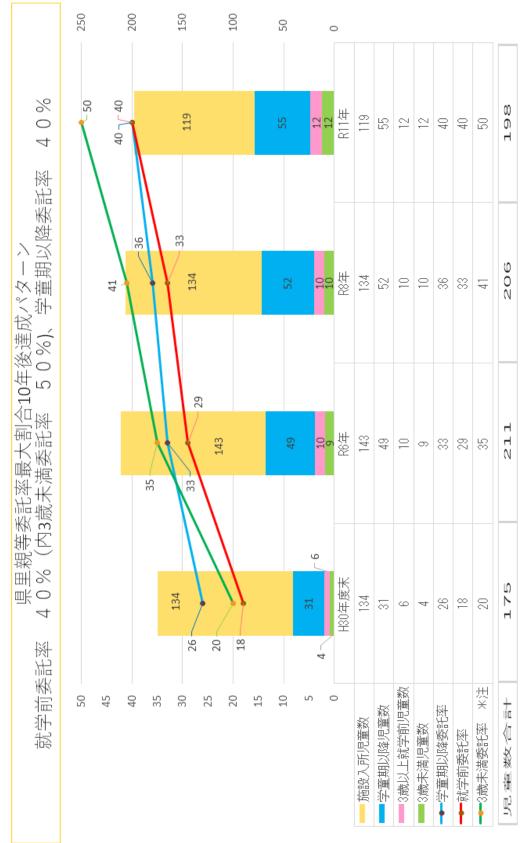
赤い文字が、現状との変更部分

フォスタリング5年後の一案

・・・ 中海 書交理 ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	里親希望者アセスメント 基礎・	⊞I	リクルート
・ 人所児童について       ・ 日立支援計画作成       ・ 家庭訪問       ・ 里親相互交流会       ・ (県) 里錫         ・ 人所児童について       ・ 日立支援計画作成       ・ 家庭訪問       ・ (場) 里錫         ・ 人所児童について       ・ 国係機関と里親の       ・ (場) 里錫         ・ 人所児童について       ・ (名・地区)         マッチング (児相と       ・ (名・地区)         ・ 人所児童について       ・ (場) 里錫         ・ 人所児童について       ・ (海) 定義         マッチング (児相と       ・ (場) 里錫         協働)       ・ (場) 里錫         協働)       ・ (場) 里錫         ・ (集) 里錫       ・ (場) 里錫         ・ (場) 里錫       ・ (海) 正報         ・ (海) 世級       ・ (海) 正報         ・ (場) 里場       ・ (海) 正報         ・ (海) 世級       ・ (海) 上部         ・ (海) 世級       ・ (海) 上部         ・ (東海を議事)       ・ (海) 上部         ・ (東海を議事が)       ・ (海) 上部         ・ (日本会議事が)       ・ (場) 上部         ・ (日本会議事が)       ・ (海) 上部         ・ (日本会議事が)       ・ (海) 上部         ・ (日本会議事が)       ・ (海) 上部 </td <td>• • 梅 瑶</td> <td>HiX</td> <td>・里親希望者面接・家庭訪問、調査</td>	• • 梅 瑶	HiX	・里親希望者面接・家庭訪問、調査
・入所児童について       ・日立支援計画作成       ・要務節間       ・星親相互交流会       市民進会議等加         マッチング(児相と マッチング(児相と			
・入所児童について       ・ 体設行事での児童 記憶建設開 マッチング (児相と は働動)       ・ (権) 家庭 繁事業         主親の交流       ・ (乗) 里籍 護開催 ・ 市町村への度周知         全身       ・ 市町村への度周知         ・ 市町村への度周知       ・ 市町村への度周知         ・ 市町村への度周知       ・ 市町村への度周知         ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<del>碳研修</del> 錄前研修 新研修 部委託手続き)	·基礎研修 ·登録前研修 ·更新研修 (一部委託手続き)	・担当地区を想定して     ・基礎研修       リクルート     ・登録前研修       ・市町村の協力を得     ・更新研修       てリクルート     (一部委託手続き)
1 (果) 里籍         連続参加         登録         (株) 里籍         (株) 上車         (株) 上車         (株) 上車         (大) 上車         (大) 大地区         (大) 大地区         (大) 大地区         (大) 大支援         (大) 大大支援         (大) 大大支援         (大) 大大支援         (大) 大大支援         (大) 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	:親研修における  9の場	・里親研修における実習の場	・里親研修における実習の場
主親審       ・ 県里親委託 議開催 ・ 市町村への			
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
			<ul><li>・市町村</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>



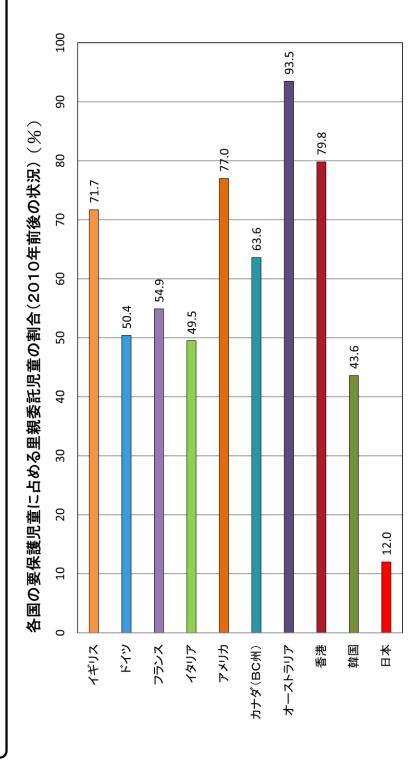




\* 就学前の内3歳未満のみの委託率を再掲

# 諸外国における里親等委託率の状況 (参札)

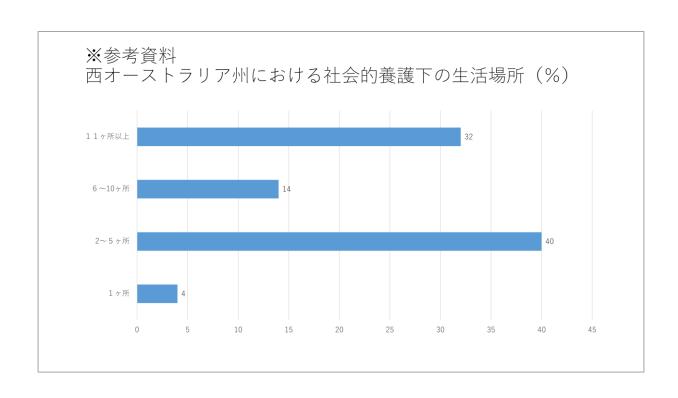
制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、 日本では、施設:里親の比率が9:1となっており、施設養護への依存が高い現状にある。 〇制度が異なるため、

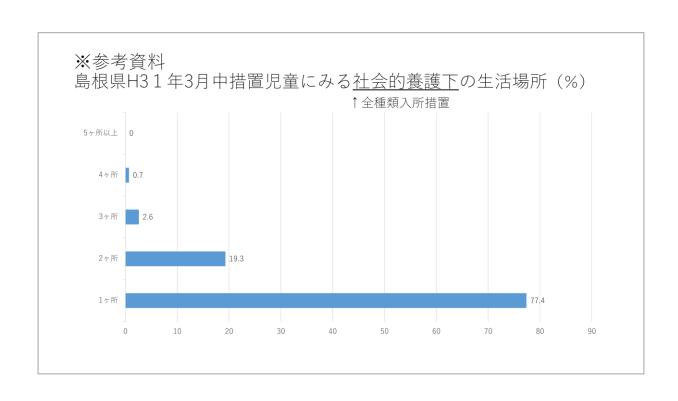


※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会 的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末) **\* \*** 

里親の概念は諸外国によって異なる。





# 島根県地区別里親等数及び委託児童の状況

# 里親数及び委託児童数

里親世帯数:118世帯 里親数:203人(里親種別重複分を除く実数)

委託中の世帯数:29世帯 (同一世帯に複数委託あり)

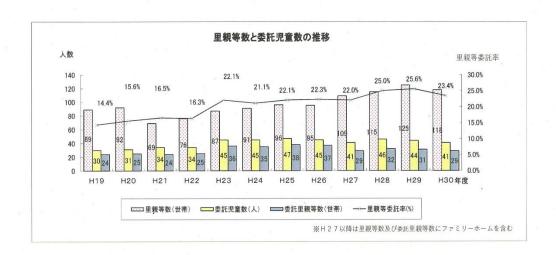
委託中の児童数:31人(ファミリーホーム分を除く)

H31年3月31日現在

		~ = = -		4.017		1	- 73 C M	*/		_				0170	11016	1001
		養育	里親			専門	里親			養子緣	組里籍			親族	里親	
地区里親会	里親 世帯 数	里親人数	委託 児童	委託 里带 数	里親 世帯 数	里親人数	委託 児童	委託 里带 数	里親 世帯 数	里親人数	委託 児童	委里 世帯 数	里親 世帯 数	里親人数	委託 児童	委託 里親 世帯 数
松江地区	30	47	6	6	3	4	1	1	18	36	0	0	3	4	3	3
出雲地区	33	61	5	5	5	5	3	3	12	24	1	1	1	1	1	1
浜田地区	24	38	7	6	5	5	2	2	8	16	1	1	0	0	0	0
益田地区	16	30	1	1	2	5	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0
合計	103	176	19	18	15	19	6	6	40	80	2	2	4	5	4	4

県外から県内里親への委託	$\overline{}$	0		0		1		0	
県外里親への委託	/	0		0		0		0	

		中央児相	出雲児相	浜田児相	益田児相	計
ファミリーホームへの委託	みしょう	5		)		5
	カルマーレ	1	2		2	5



里親・ファミリーホーム委託児童数

里親委託率 =

(里親・ファミリーホーム委託児童数+児童養護施設入所児童数+乳児院入所児童数)

施設別措置児童数	児童養護施設	113 人
(H31.3.31現在)	乳児院	21 人
計 175 人	里親・ファミリーホーム	41 人

# 第6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

子どもが家庭において心身共に健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要です。しかし、支援にもかかわらず家庭における養育が困難または適当でない場合、子どもたちは里親やファミリーホーム、あるいは児童福祉施設等で生活することになります。

また、家庭で生活することが将来にわたり困難と思われる子どもについては、特別 養子縁組等の検討を行います。

# 【現状】

- ・養親と養子の同意により成立する普通養子縁組について、児童相談所が主体的に関わる ことはほとんどありません。
- ・予期せぬ妊娠などで、子どもを養育することができない女性や、その親族からの相談を 児童相談所で受けると、養子縁組里親委託を行い、その先の特別養子縁組に向け支援を 行います。
- ・児童相談所が関与した特別養子縁組の状況は、表1「児童相談所が関与した特別養子縁組の状況」のとおりです。
- ・松江家庭裁判所が取り扱った管内における特別養子縁組の件数は、表 2 「県内特別養子 縁組の状況」のとおりです。
- ・H30年度末の養子縁組里親における養子縁組成立世帯数は、表3「養子縁組里親の状況」のとおりです。
- ・全国の虐待死亡報告書によると、第1次報告から第15次報告までの全てで0歳児死亡 が最も多く、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」における出産直後の死亡例も多い 状況です。
- ・令和元年6月7日に特別養子縁組の対象年齢をこれまでの原則6歳未満から原則15歳 未満へ引き上げる改正民法が成立しました。公布(6月14日)から1年以内に施行さ れます。

# 【課題】

- ・特別養子縁組の制度が、広く一般に知られていません。
- ・児童相談所が特別養子縁組に関わっていることが、広く一般に知られていません。
- ・児童福祉に関係が深い職種に対しても、上記2点の周知が不十分です。
- ・特別養子縁組を希望している里親が、児童相談所で受けつける特別養子縁組相談に比べ、 多い状況です。

# 【取組の方向】

- ・児童相談所が特別養子縁組に関わっていることを、広く一般及び児童福祉に関係が深い 職種に対して周知する機会を増やします。
- ・ 県外の特別養子縁組民間支援機関と連携し、県外の特別養子縁組希望児童とのつながり を作ることを検討します。
- ・特別養子縁組成立後までを含めた継続的な支援を、関係機関と共に進めます。

# 【指標】

指標	現 状	令和6年度目標	令和11年度目
		値	標値
児童相談所関与の特別養子	3件	6	9
縁組成立件数	(3年平均)		
特別養子縁組研修受講児童	0人(研修形	全正職員	全正職員
相談所職員数	式未実施)		
特別養子縁組民間機関との	0か所	1か所	2か所
連携			

※現在、県内に特別養子縁組民間機関はない。「児童相談所関与の特別養子縁組成立件数」 は、県外の「特別養子縁組民間機関との連携」をすることを前提とした指標。

# 表1「児童相談所が関与した特別養子縁組の状況」

※児童相談所の統計は「年度」

	H28年度	H 2 9年度	H30年度
児相が関与した特			
別養子縁組成立件	3件	6件	1件
数			

# 表 2 「県内特別養子縁組の状況」

※家庭裁判所の統計は「年」

		7.6(2)()(29)(19)/112/1/2	14110
	H 2 8年	H 2 9年	H30年
家庭裁判所が取り 扱った特別養子縁 組成立件数	6件	6件	3件

# 表3「養子縁組里親の状況」

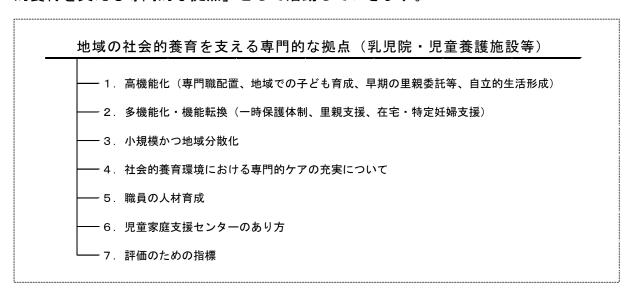
H31.3.31現在

養子縁組里親世帯			
数	①うち特別養子縁	②うち普通養子縁	養子縁組成立里親
	組成立世帯数	組成立世帯数	世帯数 (①+②)
40世帯	18世帯	1世帯	19世帯

# 第7 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 に向けた取組

子どもの権利を主体に考え、「家庭養育」の優先、「里親・ファミリーホーム委託」 の推進を進める中で、これらが適さない子どもがいる場合、乳児院や児童養護施設は 社会的養育の「最後の砦」として、その役割を果たさなければなりません。

今後も乳児院や児童養護施設では「できる限り良好な家庭的環境」で子どもを養育できるよう、施設の小規模かつ地域分散化を着実に進めるとともに、これまで培ってきた専門性を十分に地域で活かすために高機能化・多機能化等を図り、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」として活動していきます。



# 1. 施設の高機能化について

# (1)基本的な考え方

乳児院や児童養護施設がこれまで培ってきた豊富な経験による養育の専門性を基礎とし、 今後更なる専門性向上を実現するため、以下の方向性を示します。

○家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯により家庭的な生活をすることに 拒否的になっている子どもに対して、家庭復帰や里親等委託、社会的自立に向けた専門 的支援をはじめ、これまでの経験を活かしながら、さらに専門性の高い施設養育を行っ ていきます。

# (2) 現状と課題及び取組の方向

①専門職の配置・連携

### 【現状】

- ・多くの施設では常勤の医療従事者が未配置であり、家庭支援専門相談員も他職と兼務 している事例が散見されます。
- ・里親支援専門相談員については、平成31年4月現在、県内で2名の配置(乳児院、児 童養護施設)となっています。

# 【課題】

- ・施設で医療従事者が不足する中、医療的ケアニーズの高い子どもの入所は増加しています。
- ・子どもの性別間による不安を除くため、児童養護施設においては男女複数名の心理療 法担当職員の配置が望まれます。
- ・里親支援専門相談員について、島根県における役割や家庭支援専門相談員との分担を 明確にしていくことが必要です。
- ・福祉職場の処遇面も1つの要因として職員の人材不足が大きな課題となっています。

# 【取組の方向】

- ・各施設では非常勤嘱託職員としての医療従事者と連携し、医療的なケアや助言等を受けていきます。
- ・全ての児童養護施設において男女複数名の心理療法担当職員の配置を目指します。
- ・全ての乳児院、児童養護施設において、里親支援専門相談員の配置を目指します。
- ・里親支援専門相談員は、施設の職員としてだけではなく社会的養育の貴重な地域資源 として活動していきます。
- ・家庭支援専門相談員は、その知識・経験を有効に活用し、里親委託推進の重要な存在として位置づけます。
- ・施設は人材確保も念頭に置きながら、島根大学及び島根県立大学からの実習や見学を 積極的に受け入れていきます。
- ・県では、施設ニーズを把握し「民間の児童養護施設職員等の処遇改善研修」を毎年度 実施していきます。

# ②地域における子どもの育成(地域小規模児童養護施設)

# 【現状】

- ・地域小規模児童養護施設は、平成31年4月現在、県内2か所の児童養護施設に設置されています。
- ・各地域小規模施設の入所児童は地域行事へ積極的に参加するとともに、施設における 生活の中で「自分のことは自分でやる」という意識向上を目指し自立支援を継続して います。

# 【課題】

- ・地域小規模施設は少人数での職員体制であること、小規模特有の密室化しやすい環境 であることから、本体施設からの十分なサポート供給や相互チェック体制が不可欠と なります。
- ・新たな施設整備(用途変更含む)には、建築基準法等の法令順守が求められます。

# 【取組の方向】

- ・地域で子どもが育まれることの大切さを鑑み、地域との良好な関係性を基盤として、 子どもたちの自立支援を継続していきます。
- ・各施設では、本体施設と地域小規模施設間における危機管理・情報共有・管理体制の 点検を行い、地域小規模施設も含めた全体の施設運営体制を構築します。
- ・各施設では、地域小規模施設での養育体制の充実を図るため、加算が取得できる専任 職員の配置(児童指導員、保育士)を目指します。
- ・地域小規模施設をはじめ、新たな施設整備(用途変更含む)の際は、県は県建築部局と 連携を図り、建築基準法等の必要な情報を施設等へ周知します。

# ③早期の家庭復帰、養子縁組、里親委託に向けた体制整備

# 【現状】

- ・里親支援専門相談員については、平成31年4月現在、県内で2名の配置(乳児院、児童養護施設)となっています。
- ・現在は児童養護施設へ入所すれば、高校卒業まで入所措置が継続する子どもが多数を 占めています。
- ・これまでの家庭生活体験事業から里親委託へ結びつく事例は多くはありません。
- ・全体的に里親等委託が進まない理由の1つとして、実親の同意が得にくいことが挙げられます。
- ・乳児院においては、児童相談所と協働して里親宅の家庭訪問を行っています。また、 里親親睦会を開催し、委託中の様子や新規委託に向けた情報交換を行っています。
- ・発達障がいや身体障がい等を抱える児童も里親委託となるケースが増えています。

# 【課題】

- ・施設と里親間の相互理解不足も聞かれることから、新設された里親支援専門相談員と 里親会(里親個人)との関係構築が重要になってきます。
- ・里親制度について、実親・地域社会に対する理解を進めることが必要です。
- ・発達障がい等を抱えた子どもが増える一方、専門里親の受入体制の構築や養育里親が 専門性を向上させる機会が不足しています。
- ・発達障がい等を抱える子どもへの接し方で悩む里親も存在します。

# 【取組の方向】

- ・里親支援専門相談員(施設)と里親会(里親)との関係性を構築するため、相互のイベントや会合へ積極的に参加していきます。
- ・できる限り良好な家庭的養育環境が求められる施設の小規模かつ地域分散化に対し、 子どもとの個別の関わりを持ってきた里親の経験を共有化するため、施設と里親の一 層の連携を深めます。
- ・障がい児入所施設等の知識・経験を専門里親等と共有化する機会を設けます。
- ・地区ごとの里親同士(専門・養育・養子縁組)のつながりによる相互サポート(相談等)体制を構築します。
- ・県(児童相談所)が中心となり、子どもの家庭復帰・里親委託までのプロセスを整理していきます。
- ・県が実施する施設職員に対する研修の中で、里親、養子縁組に関する内容を積極的に 取り入れていきます。

### ④家庭復帰困難な子どもに対する自立的生活の形成

### 【現状】

- ・20 歳までの措置延長や小規模かつ地域分散化を背景に、施設から専門学校等へ通学する子どもが増加しています。
- ・アフターケアとして退所した子どもへの電話・訪問等を実施していますが、退所時の 担当職員の属人的業務となり、ケア内容の個人差や職員負担が発生しています。

### <参考> 入所児童アンケート結果(中学校3年生以上対象)

- ・退所後の不安は、「お金」(24%)、「生活の場所」(21%)、「仕事」(20%)
- ・退所後もつながりを希望している児童が60%

# 【課題】

- ・施設退所後や里親委託解除後の子どもの中退・離職率は相対的に高く、アフターケア の重要性は高まっていますが、職員の専任化ができないため実施体制が不十分となっ ています。
- ・措置解除(20歳以上)後の支援策の検討や市町村との連携が必要となっています。

# 【取組の方向】

- ・子どもの実践的な自立形成(就労・就学・日常生活)を充実させるため、各施設において地域小規模児童養護施設職員の専任化(加算対象)を積極的に検討します。
- ・県、施設、里親会等で、アフターケアの実施方法や期間、課題発見時の対処方法を検討 します。
- ・社会的養護経験者(20歳以上)への支援として、県や市町村をはじめとする支援体制の構築を検討します。

# 2. 多機能化・機能転換について

# (1) 基本的な考え方

乳児院や児童養護施設がこれまで地域の貴重な社会的資源として役割を果たしてきたことを基礎とし、今後更なる在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を実現するため、以下の方針を示します。

- ○今まで以上に専門性を高めた上で、地域の実情に応じ家庭養育の支援を行います。
  - ①一時保護委託の受入体制の整備
  - ②養子縁組やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
  - ③市町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化
  - ④障がい児入所施設と連携した在宅支援や里親・児童養護施設等への支援強化

# (2) 現状と課題及び取組の方向

①一時保護委託の受入体制の整備

# 【現状】

・各施設とも児童相談所から一時保護委託を受けていますが、一時保護児童の受入専用 スペースが確保されていないため、既入所児童との混合処遇になっています。

### 【課題】

- ・混合処遇による子ども同士の調和の乱れやトラブル発生のリスクがあります。
- ・子どもの一時保護理由や学校までの物理的な距離により通学できない場合は、職員の 対応が常時必要になるなど、一時保護期間中の負担が大きくなっています。

# 【取組の方向】

・各施設では、入所児童と一時保護児童、ショートステイ利用を区分できるよう施設整備を計画していきます。

# ②養子縁組やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化 【現状】

・里親支援専門相談員については、平成31年4月現在、県内で2名の配置(乳児院、児 童養護施設)となっています。 ・施設における里親との関係性では、里親任用前(後)研修の受け入れや各種施設イベント時の招待、乳児院では里親親睦会を開催しています。

# 【課題】

- ・施設と里親間の相互理解不足も聞かれることから、施設(里親支援専門相談員)と里 親会(里親)との関係構築が重要になってきます。
- ・施設に求められるフォスタリング機能(里親リクルート、マッチング等)は、児童相談 所、里親会、社会福祉士会及び市町村等との連携が不可欠になります。
- ・里親支援専門相談員については、施設職員としてだけではなく、地域全体の社会的資源としての位置づけが必要です。

# 【取組の方向】

- ・包括的な地域連携の下、児童相談所、施設(里親支援専門相談員)、里親会、社会福祉 士会及び市町村等との連携の下、フォスタリング機能を発揮し、既存の社会的資源を 最大限に有効活用した「地域全体で子どもを見守る体制」を構築していきます。
- ・県(児童相談所)が中心となり、子どもの里親委託・養子縁組までのプロセスを整理していきます。
- ・施設入所になれば高校卒業まで入所するケースが大半を占めるため、県(児童相談所) や施設では、入所中でも里親等委託の可能性を常に模索していきます。
- ・施設から里親委託した子どもについては、一定期間、児童相談所、施設、里親間で情報 共有・情報交換を行っていきます。
- ・里親支援専門相談員については、施設職員としてだけではなく、地域全体の社会的資源として共通認識を図ります。

# ③市町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

# 【現状】

- ・市町村から施設へ委託契約する子育て短期支援事業(ショートステイ等)については、 特定の子どもが利用する形態から幅広な利用に変化し、利用件数も増加しています。
- ・各施設ともショートステイの専用スペースが確保されていないため、既入所児童との 混合処遇になっています。
- ・出産後に不安を抱えるシングルマザーは多数存在します。

# 【課題】

- ・混合処遇による子ども同士の調和の乱れやトラブル発生のリスクがあります。
- ・ショートステイ利用の年齢要件等に該当せず、一時保護委託となる子どもも存在しています。
- ・県内各地に存在する里親へのショートステイ委託の検討が必要です。
- ・妊娠期から出産後に円滑に支援体制が移行できる関係機関の連携が求められます。

### 【取組の方向】

- ・各施設では、入所児童と一時保護児童、ショートステイ利用を区分できるよう施設整備を計画していきます。
- ・市町村の子育て短期支援事業(ショートステイ)の対象年齢の拡大を検討します。また、近隣の里親へ積極的に委託できる仕組みを検討します。
- ・特定妊婦や母子世帯に関し、児童相談所や市町村で受理した相談内容を母子生活支援 施設とも共有し、必要に応じて母子を分離しない世帯入所へ繋げていきます。
- ・シングルマザーなど出産後の育児に不安を抱える母親については、妊娠期から相談事

業という視点で施設(乳児院)と関わりを持ち、出産後も継続して支援を受けること のできる体制を構築していきます。

・母子生活支援施設については、施設退所後の母親からの各種相談に応じ、退所後も自立に向けた支援を継続して実施します。

## ④障害児入所施設と連携した里親・児童養護施設等の機能強化 【現状】

- ・社会的養育が必要な障がいを抱える子どもの多くは障害児施設へ入所していますが、 児童養護施設等でも障がいを抱える子どもの割合は増加しています。
- ・障がいを抱える子どもも里親への委託が増えていくことが予想されます。
- ・障害児入所施設については、「医療型」と「福祉型」施設がありますが、「医療型」障害 児入所施設については、障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定 の特例措置が恒久化され、いわゆる「児者一体運用」が認められています。
- ・一方、「福祉型」障害児入所施設については、令和3年3月31日をもって、障害児施設、障害者施設、又はその併設のいずれかに区分する必要があり、このことにより障害児入所施設と療養介護を区分して運用していくことが求められています。

## 【課題】

- ・児童養護施設等への入所や里親委託で増加する障がいを抱える子どもへの対応は喫緊 の課題ですが、施設職員や里親の専門的知識や経験が不足していることもあり、その 対応に苦慮している事例が散見されます。
- ・「福祉型」障害児入所施設については、上記現状及び島根県における将来的な児童人口 減少等の推計により、今後、障がい児の利用者数が減少する可能性があります。

## 【取組の方向】

- ・障害児入所施設のこれまでの知識・経験を最大限有効活用するために、児童養護施設等職員や里親のボランティア参加や施設研修などを通じて、児童養護施設等や里親に対する支援機能を果たしていきます。
- ・今後の障害児入所施設の取り巻く状況を踏まえ、上記支援機能が引き続き発揮される よう連携していきます。

## 3. 小規模かつ地域分散化について

#### (1)基本的な考え方

島根県社会的養護体制推進計画(平成27年3月策定)で位置づけられた施設の小規模かつ地域分散化の取組は、令和元年度現在、概ね順調に進んでいます。今回の新たな計画策定(小規模かつ地域分散化)に当たって、乳児院や児童養護施設がこれまで地域の貴重な社会的資源として役割を果たしてきたことを基礎とし、今後更に「できる限り良好な家庭的養育環境」を実現するため、以下の方向性を示します。

- ○原則として、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」(平成30年7月6日付け子発第0706第3号、厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、小規模かつ地域分散化を推進します。
- ○ただし、島根県における実情を踏まえ、以下の点について留意することとします。

- ①小規模ケアではなく、集団での養育・治療効果が高いと判断される場合もあるため、「7名以上のケア単位」と「6名以下のケア単位」を子どもの特性・状況に応じて柔軟に相互利用する養育形態を目指します。その場合でも、生活単位規模の目的を十分に理解し、社会的自立、里親等委託に向けて、順次、小規模ケア単位へ移行していきます。
- ②子どもの権利擁護、プライバシー保障の観点から、「個室化」も含めた整備を行います。
- ③発達障がい等を抱える子どもの場合は、同じ生活単位にすることによって相互に刺激 し合うことが懸念されるため、その生活環境には配慮していきます。

### (2) 施設で養育が必要な子ども数の推計

- ○算出の基本的な考え方
  - (A) 代替養育を必要とする子ども数 (B) 里親等委託が必要な子ども数
  - ◆『施設で養育が必要な子ども数』 = A − B (+ α ※)

※子どもの行き場がなくならないよう十分な受皿として機能するための要素

## <算出方法の詳細>・・・第4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み (一部抜粋再掲)

- (A) 代替養育を必要とする子ども数
- 各年度の児童人口 (コーホート法による推計値)
  - ×代替養育を必要とする子どもの割合(出現率)(過去最大値利用: 0.185%(H25))
  - ×年度末の入所措置等子ども数に対する年度中最多の入所措置等子ども数(施設ごと)の比率(過去3年間最大値:1.107)
- ●代替養育を必要とする子ども数(H28-H30各年度末の平均値から算出)
  - =179人(就学前54人(うち3歳未満21人)、学童期以降:125人)
- (B) 里親等委託が必要な子ども数
- ①現に里親等委託されている子ども数
- ②現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数\*
  - \*下記により算出した子ども数
    - ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
    - ・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
    - ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数
    - ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数
  - \*上記から下記のケース(里親等での養育が困難)を減算
    - ・医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子ども
    - ・年長で家族に対する拒否感が強い子ども
    - ・その他 (家庭復帰予定、退所・自立予定 等)
- ●里親等委託が必要な子ども数 (H28-H30 各年度末の平均値から算出)
  - = 69 人 (就学前 22 人 (うち 3 歳未満 11 人)、学童期以降: 47 人)
- (C) 里親等委託が必要な子どもの割合(里親等委託率)
  - = (B) 里親等委託が必要な子ども数: (A) 代替養育が必要な子ども数
- ●里親等委託が必要な子どもの割合(H28-H30各年度末の平均値から算出)
  - = 就学前: 概ね4割(41%)(うち3歳未満: 概ね5割(52%))、学童期以降: 概ね4割(38%)
- (D) 施設で養育が必要な子ども数
- ①代替養育を必要とする子ども数(R11年度推計値)
  - =198人(就学前60人(うち3歳未満23人)、学童期以降:138人)
- ②里親等委託が必要な子ども数 (R11 推計値)
  - =①代替養育が必要な子ども数×(B)里親等委託率
  - = 79人 (就学前 24人 (うち 3歳未満 12人)、学童期以降: 55人)
- ●施設で養育が必要な子ども数 (R11 推計値)
  - =①代替養育が必要な子ども数-②里親等委託が必要な子ども数
  - =119人(就学前36人(うち3歳未満11人)、学童期以降:83人)

## (3) 施設で養育が必要な子ども数を踏まえた施設規模

i) 代替養育が必要な子ども数及び里親等委託率(令和11年度推計)

	里親等	<del>等</del> 委託	施設	入所	合	計	備考(原則)
	人数	委託率	人数	入所率	人数	率	佣为(/尔尔/)
就学前	24	概ね40%	36	概ね60%	60	100%	
うち3歳未満	12	概ね50%	11	概ね50%	23	100%	乳児院
学童期以降	55	概ね40%	83	概ね60%	138	100%	児童養護施設
計	79		119		198		

## ii) 施設で養育が必要な子ども数(令和11年度推計)

		施設入所数	乳 児 院: 3歳以上 養護施設: 3歳未満	一時保護	18歳以上 措置延長	= 1 1 1 4	新定員	現定員
乳児院	Č	11	5	11	0	27	30	30
児童養	養護施設	108	5	18	13	144	145	170
	安来学園		3	3	5		60	60
	双樹学院		1	9	5		50	60
	聖喤寮		1	6	3		35	50
	計	119	10	29	13	171	175	200
		1	2	3	4	(5)		

- ① 「代替養育を必要とする子どもの見込み」から「里親等委託が必要な子ども数」を減じて算出された数値
- ② H29.4~R01.10において、各施設での各月最大入所数
- ③ H29.4~R01.10において、各施設での各月最大受託数
- ④ 18歳以上で20歳まで措置延長し、同施設から通学等を行いながら自立訓練する児童数の見込み
- ⑤ ①~④で算出された合計値に基づいた実際の施設整備で行う施設規模(定員数)

### ○計画策定要領(抜粋)

(計画策定に当たっての留意点)

- i 「代替養育を必要とする子どもの見込み」から「里親等委託が必要な子ども数」を減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ii i で算出された必要数が現状を下回る場合は、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

## ○東部・西部児童人口比(0歳~18歳)

	人口・定員	比率
東部児童人口	81,102	74%
西部児童人口	27,904	26%

施設名	定員	比率
安来+双樹	110	76%
聖喤寮	35	24%

※平成30年 島根の人口移動と推計人口(島根県政策企画局統計調査課)

## (4) 小規模かつ地域分散化における財源確保

- ・小規模かつ地域分散化の施設整備に係る財源については、国の補助金(交付金)制度が 活用できますが、設置者負担分及び県負担分の財源確保が大きな課題となります。
- ・各施設の個別年次計画を策定する際には、設置者・県の財政状況を鑑み、計画的な施設 整備を目指していきます。
- (5) 小規模かつ地域分散化施設整備年次計画(令和11年度まで) <別紙7-1参照>
- 4. 社会的養育環境における専門的ケアの充実について

## (1)児童心理治療施設

#### 【現状】

- ・児童心理治療施設は、家庭や学校、地域などで心理的あるいは環境的な要因でつまず きや混乱を生じた子どもが短期間入所し、こころの健康をとりもどし、社会生活に適 応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う施設です。
- ・施設からの通学は、開設以来、出雲養護学校分教室(病弱部門)のみとなっています。
- ・施設入所前の教育状況は、通常学級と特別支援学級(通級含む)に分かれますが、特別 支援(情緒障がい、発達障がい)、不登校による学習に遅れのある子どもの割合が増加 しています。

## 【課題】

- ・入所する子どもが抱える発達障がいの拡大や虐待事例も増加しており、より専門的な 対応が求められています。
- ・入所期間について、義務教育課程終了後は退所しなければならない状況です。
- ・家庭的な養育環境を目的とする小規模化については、発達障がい等の子どもの特性に 応じて集団の大きさを工夫するなど、生活環境の工夫が求められます。

### 【取組の方向】

- ・発達障がいを抱える児童については、隣接する養護学校と連携し、心理的な支援も含めて専門的な対応を図っていきます。
- ・入所児童の通学については、現在の養護学校分教室のみではなく、他校の小中学校(特別支援学級含む)への可能性も含めて、有識者・関係機関による検討を行います。

## (2) 児童自立支援施設

## 【現状】

- ・児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども、及び家庭環境などの理由により生活指導等を要する子どもが入所し、個々の子どもの特性に応じて必要な指導及び自立支援を主とする施設です。
- ・これまでの非行問題だけではなく、被虐待体験や発達障がいを抱える子どもの入所も 増加しており、個別支援や心理治療など高度で専門的なケアを提供できる人員配置の ほか、年長児童(中卒児童)の自立支援、学校教育、アフターケア機能など自立支援機 能の充実を目指しています。
- ・平成27年3月策定の「島根県社会的養護体制推進計画」では、他の社会的養護施設と 同様にケア単位の小規模化、専門的ケアの充実、そのための人材の確保・育成、児童の

自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実、子どもの権利擁護を推進するとしていました。

・ケア単位の小規模化をはじめとする施設整備については、平成28年度の「わかたけ学園あり方検討委員会」で方針を示し、平成29年度の「わかたけ学園施設整備計画」で具体的な検討を行っています。

### 【課題】

- ・既存施設(本館、体育館、食堂棟、寮舎棟)は、昭和55年、56年の旧耐震基準による 建築であり、老朽化や耐震化への対応が急務となっています。
- ・また、職員の勤務体制の変更(夫婦小舎制→通勤交代制)、公教育の導入、入所児童の 特性の拡大等により、施設の機能向上をめざした環境改善が必要です。

## 【取組の方向】

- ・施設整備については、①施設の老朽化及び耐震化への対応、②入所児童の特性及び状況に応じた適切な支援(個別的支援、専門的ケア)を提供できる小規模ユニット型の寮舎整備、③児童の安全確保及び職員の負担軽減に向けた集中的・効率的管理ができる寮舎整備、④児童の年齢や特性に応じた教育が提供できる教育環境の整備を柱に、令和2~4年度にかけて、本館棟の増築・改修、体育館の改修、寮舎・食堂棟の改築等を行います。
- ・個別支援、心理治療的ケア、自立支援、学校教育、アフターケアについては、引き続き 充実を図っていきます。

## (3) 母子生活支援施設

### 【現状及び課題】

- ・母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭、又はこれに準ずる 事情にある女性が自分の子どもと一緒に入所し、心身ともに安定した生活ができるよ う相談・援助を進めながら、入所者の自立を支援していく施設です。
- ・また、最近ではDV被害者等の支援を行う重要な施設として機能しています。
- ・入所に当たっては、施設と市町村(福祉事務所)との委託契約により母子一体の入所が成立します。
- ・しかし、被虐待等の要保護児童の措置権限は県(児童相談所)にあるため、母子一体の 入所を必要とする事例において母子生活支援施設を十分に活用できていない可能性も あります。

#### 【取組の方向】

・虐待事例等において、母子を分離せず母子一体の入所や一時保護が子どもにとって最善の利益と考えられる場合、県(児童相談所)と市町村の円滑な連携の下、母子生活支援施設への入所をはじめとする支援を有効に活用していきます。

### (4) ケアニーズの高い入所子ども数の推計

乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	計
4人	12 人	20 人(定員)	35 人(定員)	71人

## (5) 乳児院機能の整備

## 【現状】

・県西部から既設の松江赤十字乳児院へは距離があり、入所する乳児や保護者への負担

が大きくなっています。

・乳児院からの里親委託率は約2割程度ですが、里親とのマッチングに要する一定の入 所期間を経た後の委託となっています。

### 【課題】

・県西部への乳児院機能の整備については、新たに乳児院を運営する法人等が存在しないこと、新たな社会的養育ビジョンにおいても就学前の子どもは原則新規措置入所を停止とする方針が出されるなどを踏まえれば、県全体で乳児院の定員増となる新規整備は困難だと想定されます。

## 【取組の方向】

- ・県西部への乳児院機能の確保として、県西部の里親・ファミリーホームへ乳児を委託 できる体制を検討します。
- ・医療的ケアニーズの高い乳児は、原則として看護師等医療従事者が配置される松江赤 十字乳児院への措置とします。
- ・里親支援専門相談員等の配置により、乳児院からの里親委託率は向上していくと予想されますが、里親とのマッチング期間は必要であり、従来どおり一定の入所規模(短期間)は維持することとします。
- 5. 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

## (1) 基本的な考え方

施設においては、小規模かつ地域分散化後の小規模な生活単位として家庭的養育環境が求められています。また、フォスタリング・地域コーディネート機能として包括的な地域連携による関係機関との協働に基づき、これまで培ってきた知識・経験、専門性を多機能化・機能転換を図る中で、地域においてその専門性を発揮させていく必要があります。

各施設が本計画に定める取組の方向に応じた職員の人材育成や人材確保を進める上で、 必要となる研修実施や各施設での人材育成等の支援を行っていきます。

### (2) 現状と課題及び取組の方向

## 【現状】

- ・施設において様々な施設内研修が実施されています。
- ・外部研修受講者は職員会議等で内容を伝達(研修活用・実践方法)するなど、受講内容 の実践・活用に努力しています。

#### 【課題】

- ・小規模かつ地域分散化による小規模なケア単位では、少数の職員体制及び交替制になるため、職員間のOJTの機会が得にくくなります。
- ・上級指導者、基幹的職員の受講機会が不足しています。
- ・キャリアパスに応じた研修機会、確実な処遇反映が必要です。

### 【取組の方向】

- ・施設や里親の連携の下、できる限り良好な家庭的養育環境が求められる小規模かつ地域分散化に対し、子どもとの個別の関わりを持ってきた里親の知識・経験を共有化できる機会を確保します。
- ・県が実施する処遇改善研修、基幹的職員研修を通じて、施設職員に対する里親、養子 縁組に関する研修を実施します。また、要望の強い発達障がい等を抱えた子どもへの

対応など、職員のスキルアップに寄与するよう施設ニーズを踏まえた研修を立案します。

・児童自立支援施設「わかたけ学園」での児童福祉職員向け専門研修を充実します。

## ※参考(県で実施する研修)

- ①島根県児童福祉施設児童処遇向上事業 (委託事業/県単事業)
- ②民間の児童養護施設職員の処遇改善研修 (DV補助金事業)
- ③基幹的職員研修(DV補助金事業)
- ④高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成する研修(DV補助金事業)

## 6. 児童家庭支援センターのあり方について(児童相談所との役割分担)

### (1) 基本的な考え方

島根県社会的養護体制推進計画(平成27年3月策定)では、「児童養護施設における児童家庭支援センターの設置を検討し、高度化する児童相談所の相談業務と身近な相談機関としての市町村の中間的立場として、役割分担を明確にした上で、里親支援や地域支援等を行う」としていました。

さらに、近年多発する児童虐待事案を背景に、①親権者の体罰禁止、②市町村による地域における相談体制、子育て支援拠点の設置促進、③児童相談所の体制強化、④DV対応と児童虐待対応との連携強化などを柱とする児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、令和2年度から施行されます。

こうした状況を踏まえ、改めて島根県における児童家庭支援センターのあり方について 考え方を整理します。

### (2) 現状と課題及び取組の方向

#### 【現状】

- ・児童家庭支援センターは、令和元年度現在、島根県内では未設置です。
- ・島根県では、他都道府県と比較し相対的に設置ヵ所数の多い児童相談所(県内4ヵ 所)において手厚い児童相談体制を実施してきたことや、市町村に一義的な相談窓口 設置が義務づけられたことにより児童家庭支援センターの役割が相対的に低下してき たことを背景に設置に向けた議論は進んできませんでした。
- ・一方、児童虐待対応や相談件数の増加により、児童相談所業務は増加し続けています。また、令和元年度の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正を受け、児童相談所における虐待対応等、更なる体制強化・機能強化が求められています。

### 【課題】

- ・平成30年の東京都目黒区、平成31年の千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡 事案を受け、これまで以上に児童相談所の虐待対応における機能強化が求められてい る現在、島根県においても児童相談所の代替機関として児童家庭支援センターの必要 性を改めて議論する必要があります。
- ・令和2年度から施行される児童福祉法等改正により、児童相談所における虐待対応体制(児童福祉司、児童心理司の増員、弁護士、医師及び保健師の配置義務)及び市町村における切れ目ない相談体制(子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援

拠点の一体的運用による、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携強化)の強化が明示されました。今後児童家庭支援センターを設置する場合、島根県における児童相談所、市町村、乳児院や児童養護施設等に期待される役割を整理し、議論していくことが必要です。

- ・児童家庭支援センターを運営する場合、こうしたセンター運営に高度な専門性を有する人材を確保することが大きな課題となります
- ・運営には国の児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金が活用可能ですが、1 カ所当たりの毎年度の運営費補助が県費負担として1千万円を超えるなど、財政的に も大きな課題があります。
- ・一方、児童相談所業務が増大し、また児童相談所機能が非行と児童虐待等を特化する ことへ進んでいく中、従来の議論内容だけではなく、多角的に必要性を議論していか なければなりません。

### 【取組の方向】

- ・児童家庭支援センターについては、その役割や専門的な人材の確保、運営資金、及び 昨今の児童相談所を取り巻く状況を鑑み、県、市町村、里親会、乳児院・児童養護施 設等と連携し、改めて設置の是非や設置形態も含めた検討を進めていきます。
- ・当面は、児童相談所、児童福祉施設(里親支援専門相談員)、里親会、社会福祉士会、及び市町村等との包括的な地域連携によるフォスタリング機能の構築を検討し、その上で既存の社会的資源を最大限有効に活用することにより、児童家庭支援センター的な役割を果たしていきます。

### 7. 評価のための指標

		評価のための指標	単位	令和元年度 (現状)	令和11年度 (目標)
①施	設で	養育が必要な子ども数(施設定員)	人	200	175
	②施	設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の入所こども数	人	61	127
		i) 乳児院	人	10	20
		小規模化 (施設内、敷地内)		10	20
		地域分散化		0	0
		ii)児童養護施設	人	51	107
		小規模化(施設内、敷地内)		39	95
		地域分散化		12	12
	<u></u>	規模かつ地域分散化されていない施設の入所こども数	人	139	48
_		の即時対応等のケアニーズが高い子どもに専門的なケアを きる施設の入所子ども数	人	81	71
	j )	乳児院		4	4
	ii )	児童養護施設		9	12
	iii)	児童心理治療施設		20	20
Ī	iv)	児童自立支援施設		48	35
4児	童家	庭支援センター設置率	%	0	検討事項
⑤多	機能	化した母子生活支援施設数	施設	1	1

別紙7-1 (施設整備年次計画)

			图 作 米 次	数 4 配 数 配 数 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图	日報 香	小規模化等定員数
現況	R2.3.31	30 本件 20 (小小小 5 5 5 地域分散化施設	60 本体 7 6 7 6 数性的小规模GC 整体的小规模GC	(6)   (7)   (7)   (8)   (9)   (1)   (1)   (1)   (1)   (2)   (3)   (4)   (4)   (5)   (6)   (7)   (7)	50 本件 (小小小 7 7 7 数地的小规模GC 推进分散化施設(6) 语	(61)
	R2					(61)
	R3			本体   48		(29)
	R4	本体 20	本体 (12)   株 小 小   (12)   株 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小 小			(94)
整備年度	R5			令和 5 年度か	令和 5~6 年度整備	(94)
年度	R6				本体   29   4   4   4   4   4   4   4   4   4	(109)
	R7			に小規模化完了		(109)
	R8			本体		(127)
	R9~R11					(127)

## 第8 一時保護改革に向けた取組

一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人の子ど もの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意していきます。

一時保護された子どもについても、権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要とされており、平成30年7月に厚生労働省から示された「一時保護ガイドライン」における課題について、本県の状況を踏まえ、できる限り良好な家庭的環境で個別的な対応ができるよう一時保護のあり方について見直しを行う必要があります。

#### 【現状】

- (1) 児童相談所での一時保護
  - ・各児童相談所一時保護所の定員数は、中央 20 名、出雲 15 名、浜田 12 名、益田 10 名です。
  - ・所内保護の実人員数等が減少傾向にある理由としては、これまで児童相談所で行っていた子育で支援のためのショートステイなどが、市町村事業としてシフトしつつあることが大きいと考えています。
  - ・居室スペース等の関係から、男女等が混合の処遇で個別対応が困難なことがあります。
  - ・保護理由や送迎の問題もあり、在籍学校への登校は困難な場合が多くあります。
  - ・児童福祉司、心理司等と比較し、一時保護所職員は研修参加機会が少なくなっています。
- (2) 里親や施設、病院等への一時保護委託
  - ・所内保護に比べ、委託保護の人数は少ないが、保護期間が長期化する傾向にあります。
  - ・職員体制の脆弱さもあり、緊急対応時等の施設側の受入れが困難なことがあります。
  - ・措置入所中の子どもと一時保護委託された子どもの意識や対応の差が大きく、一時保護 委託と入所中の子どもを施設内で一緒に対応することは困難であるといえます。

### 【課題】

- (1) 一時保護児童の権利擁護の重視
  - ・一時保護所に対する第三者評価の導入は未実施となっています。
  - ・一時保護の目的や生活環境面での制約及び意見表明手法など権利擁護に関すること等について、親や子どもへの十分な説明が必要です。
  - ・学齢児については、一時保護所からの登校が可能かどうか個別に検討が必要です。
- (2) 一時保護所の処遇改善のための改修整備等
  - ・男女や年齢による分離処遇、個別対応が可能な職員体制や居室等の計画的整備が必要です。
- (3) 施設における一時保護委託専用居室等の整備
  - ・緊急対応時等、施設側の受入れが困難なことが多くあります。
- (4) 一時保護所職員に対する研修機会の確保
  - ・一時保護所に勤務する職員については、子どもの心身のケアや安全確保の面からも高い 専門性が必要です。

## 【取組の方向】

- ・一時保護児童数は、ケース個々の状況により左右されることが多く、今後の動向については非常に予測しにくい面があります。しかしながら、今後里親委託等を前提にした児童の行動観察やマッチングのための乳児院をはじめとした施設への一時保護委託は増加傾向にあると思われます。
- ・一時保護所の安全性、透明性を高めていくために、第三者評価導入について検討します。
- ・混合処遇解消、個別対応可能となるよう、計画的に一時保護所の処遇改善のための改修 整備(中央、出雲)を進めていきます。
- ・一時保護児童への学習機会の確保について、より良い対応案を考え、原籍校への通学についても、児童の安全確保に配慮し、可能な限り対応していきます。
- ・今後も専門職である「児童福祉職」や「心理職」を計画・継続的に採用し、一時保護所に 勤務する職員として適正配置を行っていきます。なお、専門職の受験資格要件について も、今後の応募状況等も勘案しながら検討していきます。
- ・なお、一時保護所に勤務する職員を対象とした研修については、複数回の研修機会を準備するなど勤務形態に配慮した企画・実施方法を検討していきます。

## 【指標】

一時保護の期間

(所内保護)

島根県児童相談所「業務概要」

			Н3(	) 年度(実	人員)		
保護期間	中央	出雲	浜田	益田	計	割合(構	成比)
1~5 目	15	12	8	8	43	23.9%	
6~10日	7	7	6	4	24	13.3%	67. 2%
11~20日	16	11	3	5	35	19.4%	01.2%
21~30日	10	5	3	1	19	10.6%	
31~50日	16	9	7	1	33	18.3%	32. 8%
5 1 目以上	14	3	2	7	26	14.4%	32.0%
合計	78	47	29	26	180		100.0%
			H 2 9	9年度(実	人員)		
保護期間	中央	出雲	浜田	益田	計	割合(構	成比)
1~5 目	26	6	20	21	73	30.0%	
6~10月	10	10	7	9	36	14.8%	77. 0%
11~20日	23	14	7	6	50	20.6%	77.0%
21~30日	7	16	2	3	28	11.5%	
31~50日	13	7	7	2	29	11.9%	23. 0%
5 1 目以上	11	5	9	2	27	11.1%	∠J. U/0
合計	90	58	52	43	243		100.0%

			H 2 8	3年度(実	(人員)			
保護期間	中央	出雲	浜田	益田	計	割合(構	成比)	
1~5日	38	11	22	15	86	30.8%		
6~10日	38	12	11	4	65	23.3%	74. 9%	
11~20日	19	7	5	6	37	13.3%	14.9%	
21~30日	11	8	2	0	21	7.5%		
31~50日	17	9	9	2	37	13.3%	25. 1%	
5 1 目以上	8	6	6	13	33	11.8%	20.1/0	
合計	131	53	55	40	279		100.0%	
			H 2 7	7年度(実	人員)			
保護期間	中央	出雲	浜田	益田	計	割合(構	成比)	
1~5 目	46	39	36	19	140	45.2%		
6~10日	13	15	15	3	46	14.8%	81. 9%	
11~20日	14	8	4	1	27	8.7%	01.9%	
21~30日	12	7	15	7	41	13.2%		
31~50日	12	4	4	6	26	8.4%	18. 1%	
5 1 目以上	11	11	1	7	30	9.7%	10. 1/0	
合計	108	84	75	43	310		100.0%	
			H 2 6	6年度(実	(人員)			
保護期間	中央	出雲	浜田	益田	計	割合(構	成比)	
1~5 目	37	30	47	22	136	41.6%		
6~10月	18	20	15	4	57	17.4%	78. 6%	
11~20日	10	17	6	5	38	11.6%	18.0%	
21~30日	6	11	7	2	26	8.0%		
31~50日	9	16	8	4	37	11.3%	21.4%	
5 1 目以上	14	4	2	13	33	10.1%	41.470	
合計	94	98	85	50	327		100.0%	

		H 2 5 年度(実人員)					
保護期間	中央	出雲	浜田	益田	計	割合(構	成比)
1~5日	36	43	38	28	145	43.9%	
6~10日	15	16	5	5	41	12.4%	81.5%
11~20日	21	6	10	4	41	12.4%	81.5%
21~30日	19	16	2	5	42	12.7%	
31~50日	7	9	8	3	27	8.2%	10 50/
51日以上	13	5	7	9	34	10.3%	18.5%
合計	111	95	70	54	330		100.0%

- ・一時保護は、緊急時に子どもの安全確保や安全確認を行う上で、ひとつの有効な手段と考えていますが、一方で、子どもの生活を大きく変化させ、それまで通っていた学校等への通学を困難にするなど、問題点もあります。このため、必要最小限の期間とされている一時保護は、できる限り短期間であることが望ましいと言えます。しかし、子どもの生活環境等の調整に一定の期間が必要な事例も多く見受けられます。
- ・上記のとおり、児童相談所内での一時保護期間の構成比をみると、島根県の児童相談所では、30日以内で概ね77%程度であり、H30全国所内一時保護平均日数である30日と比較し、概ね妥当な数値と考えています。

## 【指標】 島根県の一時保護期間の割合

(単位 %)

一人あたり一時保護日数	現況値	目標値
3 1 日以上	23%	20%以下

## 第9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

施設等の社会的養護の下で育ち自立する子どもたちは、それまでは児童福祉法の措置や委託という制度的枠組みの中で養育されるにもかかわらず、措置等が終了した後は、経済基盤は弱く、住居や就労においても厳しい状況で生活することになります。

そこで、改正児童福祉法の下で自立のための支援を必要に応じて継続するための仕組み等が創設され、都道府県は自立のための事業や自立援助ホームの実施等で社会的養護の下において育った子どもへの自立支援の取組が求められています。

そのため、本県における自立支援の取組の現状や課題を踏まえ、目指すべき方向性を示す必要があります。

#### 【現状】

- ・「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」により、進学者・就職者への経済的支援 を実施しています。
- ・「児童養護施設等入所児童自立支援事業」により、就職する者の運転免許の取得支援を実施しています。
- ・「身元保証人確保対策事業」により、進学・就職の際の身元保証、住宅等賃借の連帯保証 を行い、自立を支援しています。
- ・「児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)」により、自立援助ホームが実施運営されて います。
- ・退所者のアフターケアについて、施設担当職員が自立支援に向けたフォローアップをしています。
- ・措置等が解除される 20 歳到達後においてもなお支援が必要な者については、施設等において継続的に必要な支援を行っています。

### 【課題】

・施設や里親への措置中の児童を対象としたアンケート結果より、措置等が終了した後の つながりや将来への不安を感じている児童がいます。

### 【取組の方向】

- ・今後措置等解除後の退所者に対して調査を実施し、調査の結果を踏まえた自立支援を検 討していきます。
- ・国に措置費等の更なる範囲拡大を働きかけます。
- ・県内の社会的資源を最大限有効に活用することで、より多くの自立支援の質を高める方 法を検討していきます。

# 【指標】

元五 口	1日 117	
項目	現状	今後の取り組み
	令和元年度	T (X 17 FW ) HELY
社会的	・未実施	・国は20歳までの措置延長を積極的に活用すること
養護自		としています。また、措置中の児童のアンケートでは
立支援		くみとれなかった措置等解除後の代替養育経験者等の
事業の		意見を取り入れるため代替養育経験者等を対象とした
実施率		アンケートを実施し、分析検討します。アンケートの
代替養	• 児童養護施設退所者等	分析結果及び実施済みの他の自立支援事業の需要等を
育経験	自立支援資金貸付事業の	勘案しながら、社会的養護自立支援事業を検討しま
者等の	実施	す。
フォロ	• 児童養護施設等入所児	$\downarrow$
ーアッ	童自立支援事業の実施	・20 歳を超えて自立に至っていない者等について、
プの状	• 身元保証人確保対策事	当該事業の支援コーディネーターの配置等を検討する
況	業の実施	ことで、自立支援につなげます。
	• 児童自立生活援助事業	$\downarrow$
	の実施	・関係機関と連携を図りながら、代替養育経験者等の
		フォローアップに資する適切な相談窓口へつなげる仕
		組み等を検討します。
自立援		
助ホー		
ムの実	・1 か所	1.2. FON I
施箇所	・1名(R1.10.1現在)	・1 か所以上
数、入		
居者数		

## 第10 児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

こうした状況に対応するために、児童虐待対応強化の一環として、児童相談所及び 市町村の体制・専門性強化や中核市・特別区への児童相談所設置等が対策として講じ られました。

しかしながら、平成30年3月及び平成31年1月に東京都、千葉県で発生した女児の児童虐待死亡事案を受け、児童虐待防止対策に関する閣僚会議が開催され、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(以下「緊急総合対策」という。)の決定、さらに「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(以下「新プラン」という。)が策定され、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策に必要な取組を行っていくこととされるなど、児童虐待防止対策に関する緊急総合対策の更なる徹底・強化について取り組むことが示されました。

また、令和元年6月改正児童福祉法においては、児童への体罰の禁止が定められ、 それとともに、児童相談所への専門職員の更なる配置等、抜本的な体制強化が求められています。

こうした状況に加え、令和元年12月に県内において、児童相談所などが支援していた母子が亡くなるという痛ましい事案が発生いたしました。第三者による検証委員会において、児童相談所の対応や地域での支援体制が十分であったかなどの検証を進めて頂いております。この検証結果も踏まえ、増加する深刻な児童虐待事案に対応するために、本県における児童相談所の強化等に向けた取組について検討する必要があります。

#### 【現状】

- ・県内には4か所の児童相談所(中央、出雲、浜田、益田)が配置され、中央児童相談所に は隠岐相談室が設置されています。
- ・島根県の児童虐待相談対応件数はここ数年ほぼ横ばい状況にありましたが、平成30年に急激に増加し、対平成26年度比では140%となっています。増加要因は、警察からの配偶者間の暴力を目撃した子どもについての心理的虐待通告の増加や全国的な児童虐待死亡事案による児童虐待通告の増加等が大きく影響していると考えられます。
- ・児童虐待の多くの事例には、単独の機関だけでは対応しきれません。関係する複数の機関がネットワークを組んで、共に力を合わせて取り組む必要があります。県内各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会では、単独の機関では支援することが困難な要保護ケースや要支援ケースについて、関係する機関が役割を分担し、連携・協働することで、漏れがないように継続した支援を行っています。
- ・中核市市長会においても、国に対する「児童虐待防止に向けた提言」をとりまとめており、中核市への一律設置義務化ではなく、「それぞれの中核市の現状の中で、中核市が介入機能を持つ児童相談所を設置することが、地域におけるきめ細かい児童虐待対応を実現することに繋がる場合もあるため、地域の実情に応じて児童相談所の設置を各市が判断する」とされています。
- ・なお、現在、児童相談所の設置に向けて県内中核市の具体的な動きはありません。

## 【課題】

- ・相談件数、特に児童虐待対応件数の増加による児童相談所の業務負担は大きく、職員の 量的・質的充実が不可欠な状況となっており、今後示されると考えている国の配置基準 等も勘案し、専門職の増員についても検討します。
- ・児童相談所職員への専門性確保のための研修をより充実させていくことや、要保護児童 対策地域協議会が調整機関を中心に実効性のあるものとなるよう市町村職員への後方支 援を行っていくことが必要です。
- ・児童虐待死亡事例など重篤な事例を未然に防ぎ、速やかに臆せず子どもを保護することを主たる目的として平成31年4月から中央児童相談所に初期対応支援スタッフ制を導入しています。介入と支援マネジメント機能を分化し、児童の安全安心の確保という側面では、実効性はあると考えています。しかしながら、介入担当職員への負荷が大きく、また、介入担当職員から支援担当職員へ引き継ぐタイミング、手法等について、ケースごと個別に考えていく必要があり、引き継ぐまでの期間が長くなりがちという課題も上がっています。
- ・児童相談所や関係する機関の業務として、一番大切なのは、親や家庭への支援を継続していくことです。児童相談所の業務とは、関係する機関と共に、児童虐待の原因を究明し、親と一緒に具体的な再発防止策を考え、実践していくことであると考えています。
- ・最近の児童虐待死亡事例の検証結果からも、児童相談所や関係する機関との連携の不手際が指摘されています。各機関や組織が有機的に連携するために、要保護児童対策地域協議会で決められた役割分担に基づき、関係する機関が支援チームを作り支援するなど、各機関の業務が重なり合い、相互補完を目指し「協働」できる『のりしろ型連携』が必要であると言われています。
- ・なお、県内で発生した児童虐待死亡事案については、前述したとおり、現在、第三者による検証委員会である「島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会」において、再発防止策等に向けての課題抽出など検証を進めて頂いているところです。

## 【取組の方向】

- ・本県の児童相談所相談件数増加の状況と国より示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)及び令和元年6月の改正児童福祉法を踏まえ、児童相談所体制の強化に努めていくこととしております。
- ・具体的には、下記の項目について検討していきます。
  - ① 児童福祉司等の専門職員の増員:里親支援担当児童福祉司、市町村支援児童福祉司の配置などを進めていきます。
  - ② 介入機能、支援マネジメント機能の分化:介入機能をより有効に発揮するために、経験豊かな指導的役割を果たせる職員が複数配置されていること(SV機能の確保)も大切で、そのような職員の継続的な配置を担保するための人材育成(専門職のキャリアデザイン)も重要であると考えています。
  - ③ 弁護士と共に相談等に対応できる体制強化: すでに4か所の児童相談所に非常勤嘱託職員として弁護士を1名ずつ配置、家裁申請関係書類作成のための予算等も増加したところです。

- ④ 警察OBの配置:平成31年4月より、県内全ての児童相談所に非常勤嘱託職員として配置しています。今後ますます重要となる、警察との情報共有や、有機的な連携のために、極めて有効と考えています。
- ⑤ 医師・保健師の着実な配置:医師については、県内全ての児童相談所に嘱託として配置し、保健師については非常勤嘱託職員として配置しているところです。今後も必要な対応を行い、適切な配置に努めていきます。
- ⑥ 要保護児童対策地域協議会(調整機関)職員のスキルアップ支援:市町村要保護児童対策地域協議会職員研修の一環として、平成30年度から「児童相談所の支援方針会議に参加し、支援方針決定の過程を実際に経験してもらうこと」なども可能としていますが、実績はあまり多くないという現状があります。今後、要保護児童対策地域協議会(調整機関)職員の意見も聞きながら、さらに専門性向上のための有効な手段や事業の構築について検討していきます。
- ・要保護児童対策地域協議会の構成機関を中心とした関係各機関との連携・協働のあり方については、他機関の職員の専門性を尊重し、信頼関係を築くことを基本として、組織間の信頼関係を構築し、維持していくことが重要です。また、各関係機関は様々な立場と役割を担っており、自分の所属する組織の価値観や視点にとらわれず、その特性や限界を十分に理解した上で、連携を図っていく必要があります。
- ・前述したとおり、各児童相談所に警察OBが配置され、警察と児相との情報共有や連携がこれまで以上に進展したと考えています。今後、関係する各機関や組織とより深い協働関係を構築していくために、例えば、市町村や学校など教育機関等と児童相談所の間で職員の人事交流等が図れないか検討していく必要もあると考えています。
- ・なお、県内唯一の中核市である松江市は、「児童相談所の設置については、中核市市長会の方針と同様、各中核市が地域の実情に応じて判断すべきものと考えており、児童相談所が一時保護などの緊急性を要し専門性の高い事案に対応する一方で、市は子ども家庭総合支援拠点を中心に、継続的・長期的支援を必要とするような事案に丁寧に関わるなど、児童相談所と市が役割分担と連携をしながら、児童虐待発生時における迅速な対応とその後の適切な支援に取り組みたいと考えている。」との意見です。
  - ・県内で発生した児童虐待死亡事案の検証を実施し、再発の防止に向け議論頂いている「島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会」においても、検証を進めていて、児童相談所の支援状況や地域の支援体制等について、関係する機関との役割分担を整理しつつ、児童虐待防止のための体制や児童相談所のあり方についても提言を頂き、実施に向けて検討していきたいと考えています。

## 【指標】

## 島根県の児童虐待対応件数

(単位 件)

	年度	Н26	Н27	Н28	Н29	Н30
児	童虐待対応件数	305	262	318	309	427
	うち児童相談所 対応分	178	155	211	203	300
	前年比	-	86%	121%	97%	138%
	うち児童相談所 対応分	-	87%	136%	96%	148%
対	H26年度比	-	86%	104%	101%	140%
	うち児童相談所 対応分	-	87%	119%	114%	169%

## 【指標】

## 島根県の児童福祉司等の数

(単位 人)

	現況値	目標値	目標値
	54.70.110.	R 4年度末	R11 年度末
児童福祉司数	26	30 ※1	
児童心理司数	18	18	国の配置基準
弁護士数	4 ※2	4 %2	を勘案し検討
医師及び保健師数	17 ※3	県の職員採用計画も 勘案し検討	

(注) 現況値は平成31年4月1日現在

※1:里親支援担当児童福祉司、市町村支援児童福祉司含む

※2, 3···嘱託職員

## 資料 施設入所児童、里親(FH)委託児童アンケート結果

## 【アンケートの目的】

島根県社会的養育推進計画の策定に当たり、当事者である子どもの参画を得て意見を求める方法として、児童養護施設(以下「施設」といいます。)、里親家庭、ファミリーホーム(以下「FH」といいます。)で生活している中学3年生以上の子どもを対象にアンケートを実施しました。

### 【内容】

アンケートの内容は、施設入所児童や里親(FH)委託児童にとって、計画策定に関係すると考えられる現在の生活状況や施設・里親を出た後の生活のことに関する以下の項目としました。

- 1. 何年生ですか?
- 2. あなたにとって施設・里親 (FH) での生活はどうですか?
- 3. あなたが施設・里親 (FH) で生活をする上で『知りたいこと』は何ですか? (複数回答可)
- 4. あなたが思った(困った)ことを誰かに相談することができていますか? (複数回答可)
- 5. あなたの将来(施設・里親を出た後の自立)について不安なことは何ですか? (複数回答可)
- 6. 施設・里親 (FH) を出たあとも施設の友達や職員と交流を続けたいと思いますか?
- 7. 児童相談所の担当の人を知っていますか?
- 8. 児童相談所の担当の人から連絡や会いに来たりすることはありますか?

#### 【結果と考察】

1. 学年

近い将来、施設や里親等家庭を出て自立する年代の子どもであることを念頭に、中学 3年生以上を対象に調査を実施しました。

対象数 66 人のうち 57 人から回答があり、回答率は 86.4%でした。

2. 施設・里親 (FH) での生活

「とても良い」「良い」と答えた子どもの割合が、施設では38.6%、里親(FH)では76.9%と多くを占めていますが、施設に比べ里親(FH)の方が大幅に高くなっています。

この点については、今後状況を検討していきます。

## 3. 生活の上で『知りたいこと』

「施設を出た後のこと」と答えた子どもの割合が高く、施設 33.3%、里親 (FH) 25.0%となっています。

現状のこと(「家族のこと」「施設で生活する理由」)よりも将来のことを知りたいと思っている子どもが多くなっています。

## 4. 困ったことを誰かに相談できているか

「できている」と答えた子どもの割合が高く、施設 79.5%、里親 (FH) 84.6%となっています。

概ね身の回りに相談できる人がいることがうかがえます。

### 5. 将来(施設・里親等を出た後の自立)への不安

「生活するお金」(施設 23.8%、里親 (FH) 33.3%)、「生活する場所(住居)」(施設 21.0%、里親 (FH) 19.0%)、「仕事、進学」(施設 20.0%、里親 (FH) 9.5%)と、施設入所児童、里親 (FH) 委託児童とも、経済的な不安が6割を占めています。

施設・里親等を出た後の自立に向けた経済的な支援が重要です。

- この点については、計画の「第7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機 能化・機能転換に向けた取組」、「第9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」で記 載しています。
- 6. 施設・里親等を出た後も職員・友達、里親と交流を続けたいか

「思う」と答えた子どもの割合が高く、施設 59.1%、里親 (FH) 76.9%となっています。

自立した後も施設の職員や友達、里親とのつながりを求めていることがうかがえます。

## 7. 児童相談所の担当を知っているか

「知っている」と答えた子どもの割合が、施設 52.3%、里親 (FH) 69.2%に対し、「知らない」と答えた子どもの割合は、施設 43.2%、里親 (FH) 30.8%となっています。

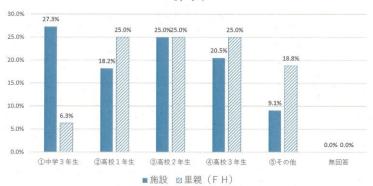
児童相談所の職員が関わる機会を極力確保し、担当を「知らない」子どもを減らしていくことが大切です。

## 8. 児童相談所の担当からの連絡や訪問があるか

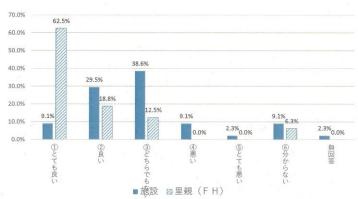
「ある」と答えた子どもの割合が、施設 52.3%、里親 (FH) 69.2%に対し、「ない」と答えた子どもの割合は、施設 40.9%、里親 (FH) 15.4%となっています。

児童相談所の職員が関わる機会を極力確保し、担当からの連絡や訪問が「ない」子どもを減らしていくことが大切です。

1. 学年



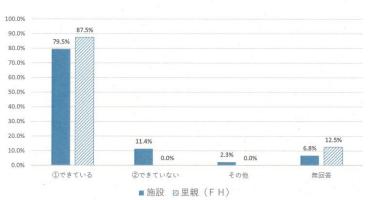
2. 施設・里親 (FH) での生活



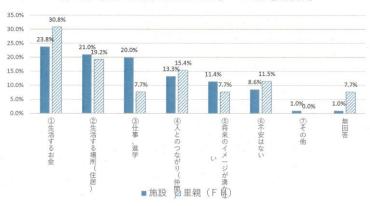
3. 生活の上で『知りたいこと』(複数回答可)



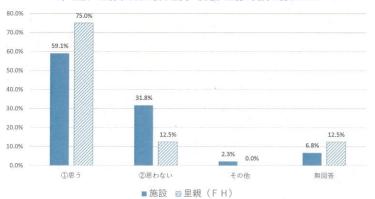
4. 困ったことを誰かに相談できているか



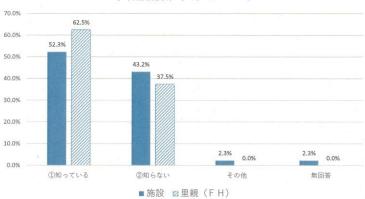
5. 将来(施設・里親等を出た後の自立)への不安(複数回答)



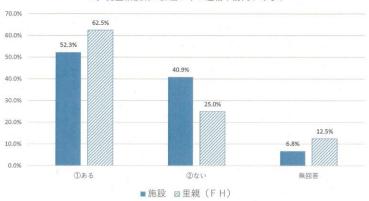
6. 施設・里親等を出た後も職員・友達、里親と交流を続けたいか



#### 7. 児童相談所の担当を知っているか



## 8. 児童相談所の担当からの連絡や訪問があるか



### 児童アンケート集計(グラフ)

対象数	66		
回収枚数	60	90.9%	(回収率)

## 1. 何年生ですか?

	施設	里親(FH)
①中学3年生	27.3%	6.3%
②高校1年生	18.2%	25.0%
③高校2年生	25.0%	25.0%
④高校3年生	20.5%	25.0%
⑤その他	9.1%	18.8%
無回答	0.0%	0.0%

## 2. あなたにとって施設·里親 (FH) での生活はどうですか?

	施設	里親(FH)
①とても良い	9.1%	62.5%
②良い	29.5%	18.8%
③どちらでもない	38.6%	12.5%
④悪い	9.1%	0.0%
⑤とても悪い	2.3%	0.0%
⑥分からない	9.1%	6.3%
無回答	2.3%	0.0%

## 3. あなたが施設・里親(FH)で生活をする上で『知りたいこと』は何ですか?(複数回答可)

	施設	里親(FH)
①家族のこと	9.8%	15.8%
②施設で生活する理由	15.7%	5.3%
③施設を出た後のこと	33.3%	26.3%
④その他	27.5%	0.0%
無回答	13.7%	52.6%

## 4. あなたが思った(困った)ことを誰かに相談することができていますか?(複数回答可)

	施設	里親(FH)
①できている	79.5%	87.5%
②できていない	11.4%	0.0%
その他	2.3%	0.0%
無回答	6.8%	12.5%

5. あなたの将来(施設・里親を出た後の自立)について不安なことは何ですか? (複数回答可)

	施設	里親(FH)
①生活するお金	23.8%	30.8%
②生活する場所(住居)	21.0%	19.2%
③仕事、進学	20.0%	7.7%
④人とのつながり(仲間)	13.3%	15.4%
⑤将来のイメージが湧かな	11.4%	7.7%
⑥不安はない	8.6%	11.5%
⑦その他	1.0%	0.0%
無回答	1.0%	7.7%

6. 施設・里親 (FH) を出たあとも施設の友達や職員と交流を続けたいと思いますか?

	施設	里親(FH)
①思う	59.1%	75.0%
②思わない	31.8%	12.5%
その他	2.3%	0.0%
無回答	6.8%	12.5%

7.児童相談所の担当の人を知っていますか?

	施設	里親(FH)
①知っている	52.3%	62.5%
②知らない	43.2%	37.5%
その他	2.3%	0.0%
無回答	2.3%	0.0%

8. 児童相談所の担当の人からの連絡や会いに来たりすることはありますか?

	施設	里親(FH)
<b>①</b> ある	52.3%	62.5%
②ない	40.9%	25.0%
無回答	6.8%	12.5%